

○日 時 平成31年3月12日 午前9時22分～午後4時51分

○場 所 議 場

○出席委員

3番	吉 嶺 周 作	委員長	6番	俵積田 義 信	副委員長
2番	永 野 慶一郎	委 員	4番	城 森 史 明	委 員
5番	吉 松 幸 夫	委 員	7番	清 水 和 弘	委 員
8番	禰 占 通 男	委 員	9番	沖 園 強	委 員
10番	茅 野 勲	委 員	11番	下 竹 芳 郎	委 員
12番	豊 留 榮 子	委 員	13番	立 石 幸 徳	委 員
14番	中 原 重 信	委 員	議長	新屋敷 幸 隆	

【議 題】

議案第6号 平成31年度枕崎市一般会予算  
[歳入] [総括]

議案第7号 平成31年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

議案第8号 平成31年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

議案第9号 平成31年度枕崎市介護保険特別会計予算

【審査結果】

議案第6号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

議案第6号に対する附帯決議（賛成多数）

議案第7号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

議案第8号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

議案第9号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

〔歳入〕

○委員長（吉嶺周作） 予算特別委員会を再開いたします。

本日は、まず歳入の審査に入ります。

予算書の13ページから41ページまでになります。

それでは審査をお願いいたします。

○13番（立石幸徳） 市税のほうをまず教えていただきたいんですけど、固定資産税が3,600万ぐらい前年比増になっているわけですけど、これは近年の償却資産の関係で増加という、そういうことでよろしいんですかね。

○税務課長（神園信二） 固定資産税の現年分の上昇につきましては、平成30年度当初予算をちょっと厳しく算定しておりました。このため、先に審議をいただきました平成30年度の補正でおよそ4,040万円、割合にして4%増の増額補正を行っております。

この時点よりも、平成31年度におきましては、4,040万から3,600万円程度、若干の落ちで31年度当初は計上させていただきましたけれども、今回の補正、31年度当初で前年度と比較しますと、30年度を厳しく算定し過ぎていたと、厳しく見過ぎていたため3,600万円程度の上昇という数字になっております。そういう要素が一つございます。

30年補正で、その補正要因というところの審議をいただいておりますけれども、補正の要因につきましては、先ほど13番委員がおっしゃったとおり、償却資産分というところで、新規の課税客体の捕捉ができたというところも一つ要因に上げられるところがございます。

○13番（立石幸徳） もう一つ、この当初予算審査の初日に、財政課長から幾らか説明もあったんですけど、いわゆる今度の税制改正の関係の、自動車の関係ですね、これがどういうふうに費目ごとに入れかわっているのか、実際の金額を示して教えていただきたいんですが、その例年として減額になった部分が、当然、特例交付という形に入れかわっていくんでしょうけれども、どこがどういうふうにかわったと理解すればいいんですかね。

○税務課長（神園信二） 予算書で申し上げますと、17ページをまずごらんをいただきまして、自動車取得税交付金というところがございます。前年度予算が1,800万、本年度は1,000万ということで800万減となっております。自動車取得税が消費税導入以降廃止されて、その下の環境性能割交付金にかわってくるというところがございます。これが、いわゆる自動車取得税のかわりということで、10月以降に入ってくるというところがございます。

それと、今度は軽自動車税のところをごらんいただきますと、予算書の14ページでございます。ここに軽自動車税分と並べて環境性能割というところで目が、今までは軽自動車税だけでございましたが、軽自動車の環境性能割ということで、目が1つふえてございます。

軽自動車のいわゆる自動車取得税というところが、今度、環境性能割ということで、軽自動車の取得にかかる環境性能割が、このように課税されて入ってくるというところがございます。

ただ、この環境性能割の計上につきましては、当面の間、県のほうでその徴収等々はされて、県から配分を受けるということになっております。

○13番（立石幸徳） そうしますと、若干その金額が、自動車取得税についても800万が、420万はカバーってというような、プラスマイナスっていいでしょうか、その増と減の関係では、本市としては現段階ではどうなると考えればいいんですか。

○税務課長（神園信二） 先ほど説明を申し上げました17ページをごらんいただきまして、自動車取得税が例年より800万落ちて、その分環境性能割交付金ということで420万入ってくる。

ここで、380万程度の減となっておりますけれども、これにつきましては、まだ県も新たな税制ということで、あくまでもこれは見込みの段階でありまして、今後、この分につきましては、見通しが立った時点で補正がされると、年度末あたりには補正がされるとは思っているんですけ

れども、余り大きなものを交付金額の内示としては示してないという考え方だと思います。

また、今度は軽自動車に係る環境性能割、14ページの100万円を計上しておりますけれども、これにつきましては、市で10月以降の前年度登録台数等を参照しながら積算したんですけれども、今までこの環境性能割は車を買われる消費者の方の価格、自動車取得価額の何%というかかり方をするものですから、そういうデータが一切、市のほうにございません。

積算を何とかしたいんだがということで一生懸命頑張ったんですけれども、どうしても近い数字を出すことはできないということで、一応頭出しの100万円と、見込みはその後、県等がこの徴収を代行しているんですけれども、見えてきた年度末時点で補正が行われると御理解いただきたいと思っています。

**○13番(立石幸徳)** それから、本市の歳入財源の一番大きな地方交付税なんですけどね。県下19市の資料も出していただいているんですけれども。

まずは、本会議の中で、財政課長のほうから31年度9,000万円増になっている要因といいましようか、それについては包括分では3.5%減なんだと。そして、ふえている要因は、いわゆる過年度の過疎債の交付税措置が出てるんで、こうしてふえてるっていう、そういう答弁でしたよね。

それで、まずその過疎債の交付税措置というのは、本市は過疎指定になって日は浅いんですけれども、これは何かその決められたスパンがあるんですか。例えば本年度、教育の空調関係でもすごい過疎債を発行するんですけれども、その分の交付税措置はなされてくる、実行される年度ちゅうのは、もう借り入れをした時点で決まってるもんなんですかね、どうなんですかね。

**○財政課長(佐藤祐司)** 過疎債につきましては、実際の元利償還金にあわせて交付税措置がされることになっております。ですから、来年度の元利償還金が例えば6,000万ふえたとすれば、6,000万の70%、4,200万が交付税措置されると。だから、実際の元利償還金と合致するということになります。

**○4番(城森史明)** 地方債について質問をしたいと思いますが、この防災行政無線整備事業、これが過疎債を使ってないのはどういう理由なんですかね。

**○財政課長(佐藤祐司)** 防災行政無線整備事業につきましては、緊急防災・減災事業債という事業債を活用しております。これにつきましても、過疎債と一緒に交付税措置は70%でございます。特に、この防災・減災事業債につきましては、この目的に合致した事業であるということもございまして、この事業債を活用しております。

以前につきましては、防災・減災事業債の実施年度が、最初は30年度、31年度は対象ではないということでもございました。期限が切れるということでもございましたが、全国的にも防災・減災の要望が強いということもございまして、32年度まで借りられる期間が延長されまして、この事業債を充てているところでございます。

**○4番(城森史明)** 例えば、利率ちゅうのがありますが、この利率に関してはどういうことになってるんですか。

**○財政課長(佐藤祐司)** 利率につきましては、貸付先で当然違ってまいります。現行の利率を申しますと、10年償還で0.01%です。過疎債につきましては、12年償還ですから、これも今、0.01%です。償還期限が長い25年のものになりますと、今、0.3%程度だったと思っております。当然年限が長くなると、利率が高くなることになります。

そして、貸付先でも利率は違ってきます。政府資金ですと、今申し上げたような率になるんですが、民間資金、銀行資金等になりますと同じ10年で借り入れるにしても、昨年の場合ですと0.3%から0.4%程度だったと思います。公的資金は0.01%であったにしても、民間資金では、それだけ高くなる状況にございます。

**○4番(城森史明)** 予算書6ページにあります。この地方債の種類によって利率はどうなってるんですか。これ関係なくもう一律0.1%ということですか。

○財政課長（佐藤祐司） 事業債の種類によっても、さっき言ったように、年限でも利率はかわってまいります。それで、来年度のこれらの事業債につきましては、来年5月に起債申請いたしまして、その後、県から同意通知が来ます。その時点で借入先が示されてくるわけでございます。

通常、過疎債については、国の公的資金、財務省からの資金になります。それですと先ほど申し上げたように、現状では0.01%。公営住宅の建設事業債につきましては、当然、建物を新たに建てるわけですから、年限というのはちょっと長くなります。基準としては25年になりますが、25年ですと先ほど申しましたように、政府資金でも0.3%から0.4%。ですから、その年限と事業債と借入先によって利率はかわってくるということでございます。

○4番（城森史明） それと、これに臨時財政対策債があるんですが、これは地方交付税がふえて臨時財政対策債が減少したということみたいですが、この臨時財政対策債についても交付税措置があるわけですが、この臨時財政対策債と過疎対策事業債の違いというのは、同じ交付税措置があるわけですよ。ですから、その辺の違いってというのはどういうすみ分けになるんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 臨時財政対策債は、利率の面を申しますと20年償還なんですけど、10年利率見直し、これにつきましても現行では0.01%で借りることができます。

そして、この事業債は、地方交付税に財源がないことから平成13年度に創設されました。地方のものは地方で借金してくれということ、これまで平成12年までは地方交付税で交付されていたものが、地方で直接借金してくれということ、それに振りかわったものでございます。

ですから、扱いとしては充て先というのじゃなくて、一般財源扱いでございます。もともとが地方交付税、普通交付税ですから。しかしながら、過疎債と申しますのは、この目的のために借り入れるということで、目的が決まっております。

基本的には、建設事業を行うから、それに伴って発行するものでございます。それ以外のものでは、ソフト分に充てられるものも特例でありますけれども、基本的に事業債は建設事業債ということで、公共事業等を行うのに対して貸し付けする、それぞれの目的で貸し付けるものでございますので、それぞれの事業債には目的があるということです。臨時財政対策債は一般財源でございます。

○4番（城森史明） ソフト事業債が、使用がまだ実績がないわけですよ。その辺の問題はやっぱり、ソフト事業で額の大きい事業がないという、そのソフト事業債が使用されない理由は何なんでしょうか。過疎債ですね。

○財政課長（佐藤祐司） 過疎債のソフト事業分は、平成26年度に借り入れるようになってから、ずっと借り入れを行っております。実績がないということではありません。

○4番（城森史明） 例えば、ことしの予算についてはどの分がソフト事業、どの分が該当するんでしょうか。

○財政課長（佐藤祐司） 31年度当初予算につきましては、計算方式から4,800万、当初で計上いたしております。先ほどの予算書の6ページの上から2番目、過疎地域自立促進特別事業4,800万、これが過疎債のソフト分でございます。

当初予算で、何の事業に充てられているかを申しますと、子ども医療費の助成事業に650万、衛生関係で妊婦検診事業に1,020万、救急医療施設運営事業に1,130万、がん検診事業に1,000万、予防接種事業に1,000万、合計で4,800万、当初から計上いたしております。

○4番（城森史明） それと31年度見込みの表なんですけど、地方債残高が3億8,000万ほどふえてるわけですよ。そういう中でこの交付税措置がされない部分の額はどのようになってますか。

○財政課長（佐藤祐司） 31年度当初予算で13億程度借り入れを予定いたしております。そのうち交付税措置のないものが、公営住宅建設事業債、これが7,560万……。

○4番（城森史明） 済みません、総額での話です。地方債が30年度末で106億9,000万ですよ、約。そして31年度末が110億7,300万ほどなんですけど、この額の中で、交付税措置がされな

い部分、それは幾らなのかということです。

○**財政課長（佐藤祐司）** それは、将来負担比率にかかわってまいります、将来負担比率の計算では、31年度末残高は110億程度あることとなりますが、そのうちの交付税措置がなされない額が25億程度となります。

ちなみに、30年度末は107億程度残高がありますが、そのうち実質将来負担額は、先ほど申しましたように、一般財源で返さなければならない額24億6,000万程度でございます。今の試算ではその程度となります。

○**4番（城森史明）** ということは、31年度は実質の地方債がふえてるってことでいいわけですか。

○**財政課長（佐藤祐司）** 目に見えては107億程度から110億にふえます。3億程度残高的にはふえます。しかしながら、先ほど申しましたように、実質の一般財源で返さなければならない額につきましては、4,000万程度増加するという今の試算でございます。

今後、この4,000万程度増加する部分をどのようにしていくか、これまで3年間やってきた繰上償還を行うのか、また31年度当初予算で計上しております交付税措置のない道路事業債の借入れを取りやめるのか、このようなことを考えながら、実質負担額を減少させる方法をとっていきたいと考えております。

○**4番（城森史明）** それでですね、地方債の適正額というんですかね、当然、歳出額があつて、地方債残高というのもあるわけで、大体よそのところを見てると1年間の歳出額よりちょっと若干多いぐらいあれが見られるんですが、その辺の適正額についてはどのように考えてるんですか。歳出に対する地方債残高の適正額というのをどういうふうに考えてるんですかね。

○**財政課長（佐藤祐司）** 他市と地方債残高を比較するとき、それぞれの団体の標準財政規模に対する残高がどれぐらいあるかという指標を用います。

そうしたときに、19市の中で比較してみますと、枕崎市は8位か9位ぐらいだったと思います。ですから、そう残高的にはさほど多くないという認識を持っております。しかしながら、これまで交付税措置のない借入等を行ってきた現状から、残高に占める交付税措置率は低い率にあります。26年度から過疎債等を活用できるようになって、残高に占める交付税措置率はどんどん高くなってまいりました。

ですから、単純に残高で比較をするというよりも、実質的な残高で比較したほうがいいと思いますが、現状では、将来負担比率が他市と比較して高いのは、交付税措置率の低いものを借り入れてきたものの残高が多いという現状がわかるかと思えます。

○**13番（立石幸徳）** 31年度の一番大きな国策っていうか、幼児教育無償化ですよ。この関係の特例交付金1,350万計上されているんですが、まずこの1,350万の算定根拠といいたいでしょうか。これはどうなってるんですか。

○**福祉課長（山口英雄）** 幼児教育の無償化につきましては、御承知のとおり、平成31年10月から実施されることになっております。大まかな内容といたしましては、3歳から5歳児までを無償化するとともに、ゼロ歳から2歳児までにつきましては、非課税世帯に限り無償化することになっております。

この幼児教育の無償化に伴いまして、福祉課で所管している保育所、認定こども園、いわゆる施設型給付費の対象となる施設について申し上げますと、今回の幼児教育の無償化によりまして、保護者の負担額自体は半年間ですけれども、3,250万円程度減少すると見込んでおり、逆に公費負担分は4,400万円程度ふえると見込んでいます。

この4,400万円につきましては、基本的に施設型給付費の負担割合、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担するわけでございますけれども、一般質問の中でも財政課長から答弁申し上げたとおり、平成31年度分については、全額、国が負担するというところでございます。

この幼児教育の無償化に伴いまして、平成31年度分の市の負担増分1,100万円分につきまして、子ども・子育て臨時交付金分の1,350万のうち保育所等部分につきましては、1,100万円を見込んで歳入は計上しているところでございます。また、あと残りの250万円分につきましては、幼稚園部分の無償化分でございます。

**○教委総務課長（山口美津哉）** 幼稚園の部分について説明をいたしますと、私立幼稚園については、これまで保護者の負担軽減のために幼稚園就園奨励費補助事業を実施してまいりました。このたびの幼児教育の無償化に伴って、この幼稚園就園奨励費補助事業は、31年9月までで廃止となり10月からは新しい無償化事業が実施される予定となっております。

この新しい事業に係る負担割合が、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となりますが、平成31年1月時点の最新の利用状況をもとに試算した結果、先ほど福祉課長が申しましたように、31年度におけるこの影響額が約250万円になると見込んで計上しております。

**○13番（立石幸徳）** そうしますとこの1,350万の1,100万が保育園の関係、今、教育委員会総務課長が言ったように、250万が幼稚園の関係ちゅうことですかね。

そして、福祉課長が前段で言った保護者負担分が3,250万ですか、減ると。これはどういったまた積算になってるんですかね。いわゆるその当然、対象者を3歳児未満までは非課税世帯が何名ぐらいと。3歳から5歳が何名ぐらいちゅう、その対象者の算定といいたいまいしょうか、それはどういうふうにされたんですか。

**○福祉課長（山口英雄）** 今回の幼児教育の無償化に関しまして、私どもの所管している認定こども園、保育所の関係で申しますと、3歳以上の無償化対象が240人、それからゼロ歳から2歳児までの無償化対象はゼロということでございます。たまたま非課税世帯がないということでございます。

**○13番（立石幸徳）** 今の件で、もうちょっと細かくなんですけど、これ3歳から5歳についてもまた細かく、いわゆる3歳未満もそうなんですけど、例えば生活保護世帯あるいは非課税世帯でも260万以下の所得あるいは330万、360万という形で所得額の割合でもこの利用者負担というのも当然違ってらるんですけど、そういったところまで踏み込んで算定はなされているんですか。

**○福祉課長（山口英雄）** 今回の幼児教育の無償化につきましては、先ほど申しましたとおり、3歳から5歳児までは施設給付費の部分は無償化となっておりますので、今回算定に当たりましては、3歳から5歳児までの部分につきましては、階層関係なく無償化になりますので、所得階層別に何階層が何人という算定はしておりません。

**○13番（立石幸徳）** 私がちょっとよくわかってないのかもしれませんが、いわゆるその特例交付でもらう場合は、本来というか、実際、市に、あるいはその事業所に入るであろうものが、交付という形で出されていくんじゃないんですか。無償化は、もう当然、全員無償化ですけども、それとの比較で交付金ちゅうのは来るんじゃないんですか。

**○福祉課長（山口英雄）** 施設給付費の交付の考え方ですけども、保育に係る費用については、公定価格というのが定められております。公定価格から国が設定いたしました保育料基準額に基づいて算定した部分が保護者の負担、そして残りの部分につきまして、先ほど申しましたとおり、国が2分の1、県が4分1、市が4分の1で公費負担するという基本的にはそういう制度になっております。

ただ、今回、幼児教育の無償化に伴いまして、3歳から5歳児までにつきましては、公定価格の全額を施設給付費の対象として、その全額について国が2分の1、県、市が4分の1ずつで負担するという基本的な制度でございます。

こういったことで、平成31年10月以降の施設給付費につきまして、今言いましたように、公定価格全額が公費負担になるわけですので、その部分で算定した結果、先ほど答弁申しましたとおり、公費負担が4,400万円ふえると。それを2分の1、4分の1ずつですので、市の負担は

1,100万円ふえる計算にはなりませんけれども、その部分は平成31年度に限って、この臨時交付金で国が全額負担するというごさいますので、市負担分の1,100万円、これを臨時交付金に計上したというごさいます。

○13番（立石幸徳） 31年度は、全額国が負担ということで、余りこの財源を疑問視する必要もないんですけれども、2年目以降、これが財政課長も一般質問に答弁したように、地方財政計画の歳出に全額計上して、これを地方消費税あるいは交付税で一般財源総額を増額確保すると。非常にこう、そういう形になっていくと、実際どれだけその交付税措置でな、各自治体に来るのかちゅうのが見えにくいちゅうような感じがするんですよね。この辺で本当に無償化部分が、きちっと交付税ちゅうことで返って来るっていうか、その辺の懸念は全然心配いらんのですか。

○財政課長（佐藤祐司） 一般質問の答弁でも申し上げましたが、地方財政法上、国庫負担事業の裏財源、つまり今度の施設型給付費でいうところの4分の1の市負担分につきましては、確実に基準財政需要額で捕捉されると考えております。

一般質問のときにも申し上げましたが、一般的に単位費用でされる部分に加えて、密度補正で現実的にどの程度支出されたかというのを団体ごとに細かく計算した上で、実態等に合わせて交付税措置がされるという工夫がされております。ですから、子ども・子育ての給付部分については、されていくのではないかと考えております。

○8番（禰占通男） 先ほど、防災行政無線の事業債を2年延長になったから使えたと、財政課長がおっしゃったんですけど、この事業債を使えなかった場合、どういう優遇措置のある事業債っていうか、それを使うつもりだったんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 議会等で以前から答弁しておりましたのは、過疎債を活用してこのデジタル防災無線の整備を進めていくということでした。しかしながら、過疎債というのは全国的にも枠で配分がされる。確実にされるかどうか把握できない部分もありまして、今回措置しております防災・減災事業債につきましてはピンポイントで、その目的の事業債であり、要望した分は確実に借りられるということもございまして、この事業債を活用することにしたものでございます。

○8番（禰占通男） 過疎債を使うとなった場合、今課長がおっしゃられるように、結局、全国的なことで借り入れとか、そういうのにちょっと無理とか対象とか、それから外れた場合ですよ、デジタル化は、年限が決まっていたわけでしょう。それで、今は実際実行されてるけど、完成するまでの年度が延びる可能性もあったということですか。全然関係なかった状態なんですか。その過疎債を使おうとして実施できたかできないかちゅうこと。

○財政課長（佐藤祐司） 総額として借りられるか借りられないか、確実ににはわからないという点はあったと思いますが、そこは何度か要望する中で対象となる額まで借りられるように、要望は続けていったであろうと思います。もし、借りられなかったとした場合は、あくまでも仮定の話ですので、何とも言いようがありません。

○8番（禰占通男） 一番大きいのは過疎債を使わなくて、緊急に事業債を使いたいということで約3億違いますよね。ざっくりばらんに言って。6ページだったっけ、この事業債が総額として。

○財政課長（佐藤祐司） 過疎債にしても、この緊急防災・減災事業債にしても充当率は100%でございまして、交付税措置は70%です。ですから、この2つの事業債に有利、不利というのはございません。

○8番（禰占通男） いや、有利じゃなくて、今、その緊急事業債を借りられるということで約3億の過疎債の使用目的が変わったわけでしょう、実際としては。一応、本市が使える過疎債の額として3億ぐらい……そうなった場合、今この緊急事業債を使うことによって、今現在、その分が過疎債として、どのような事業に振り分けられたのかなというそこを伺いたいんですよ。

○財政課長（佐藤祐司） 過疎債で5億借りる予定が、3億、緊急防災・減災事業債にいったか

ら、過疎債をあと3億借りられるという計算をしているわけではございません。各年度、10億程度が毎年の償還額になります。

枕崎市として今年度借り入れのイメージとしては、10億程度の借り入れを新たにすれば、残高としてはふえないということで、これまで残高を減少させるために、償還額以内の借り入れをする計画で進めてまいりました。

事業債間のやりとりは意味のない話でありまして、なるべく有利な事業債を活用することは、当然考慮に入れますけれども、総額でなるべく償還元金以内の借り入れをして残高をふやさないようにしましょうと。

しかしながら今回は、残高が3億程度ふえてしまうことになります。それは大型事業が小中学校の空調整備、火葬場の整備、防災行政無線と、あったということもあるわけですが、その中でも、交付税措置の高い事業債が活用できることで、先ほど答弁しましたように、実質的な負担額は伸びないように考えながら、借り入れについては制限をかけているところでございます。  
○8番（禰占通男） それで今、過疎債の結局、25年ぐらいだったと思うんですけど、それから今これずっと毎年度毎年度利用してるんですけど、この現在の累積っていうのは幾らになってるんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 予算書の一番後ろのページに地方債の調書というのがございます。一番下のほうに再掲として過疎対策事業債だけ抜き出してございます。29年度末の現在高が20億8,460万円、30年度から元金償還が始まっておりますので、29年度末までは切りのいい額になっております。30年度末が26億2,928万7,000円、そして31年度末の見込みが32億2,236万5,000円という残高になっております。

○8番（禰占通男） これをずっとしていった場合、どこまで可能なんですか、残高見込みとしては、たしかあれ2年据え置きで10年だったですかね、12年から返済か何かになってたと思うんですけど。

○財政課長（佐藤祐司） 3年据え置きの9年償還ですから、全体としては12年です。全体に占める過疎債の割合というのは、年々高くなってきているわけですが、それは当然、元利償還金に占める過疎債の割合も高くなっていくということで、片や一般財源で負担する元利償還金も少なくなるし、先ほど答弁しましたように、総残高に占める一般財源で返さなければならない残高も、割合としては少なくなっていくことになるかと思えます。

○9番（沖園強） 先ほど、固定資産税の償却資産に対する御答弁があって、償却資産の客体部分はいろいろ洗い出しといいますか、影響額も少なからずあるということだったんですが、法人関係の洗い出しちゅうか、今まで取り組んでこなかったその理由は何ですか。

○税務課長（神園信二） 去年7月に初めてといいますか、税務署のデータと連携した調査をさせていただきました。この背景にありましたのが、いわゆる太陽光設備が市内に多く建ったんですけれども、この償却資産の申告がしっかりされていないということで、平成29年度中に太陽光を設置して売電をされている売電能力10キロ以上の償却資産をお持ちの方々を、福岡の経済産業局と九州電力に情報提供を求めまして、しっかりと全ての事業者に申告をいただいたわけです。

振り返って、市内の一般の事業を営まれている法人につきましては、30年度中に不公平がないようにと太陽光のほうは遡及して、徹底的に洗い出しをさせていただきましたので、そのような不公平な取扱いがないように、改めて取り組みを始めたところです。

この取り組みができましたのが、国税の税務署との情報連携が28年、29年という実績が積み上がってきて、大分、税務署当局の情報開示をいただけるようになったことで、30年度、市内の法人の皆さんに償却資産をお持ちの方々が、しっかり申告していただけているのか調査させていただきました。

この結果、平成30年度中に市内の法人で減価償却を計上しながら、償却資産に関する申告をいただけていない法人が94件ほどあることがわかりまして、この94件の法人につきましては、申告をお願いするところまで、ようやくたどり着く体制ができたところであります。

この中で、税務署のデータ閲覧を市の税務当局もできるようになったことが一番大きなところでございます。これによりまして、今まで申告をいただけてなかった方々に償却資産をお持ちではございませんかとお尋ねして、該当するところには申告をいただいている状況でございます。そのような取り組みを平成30年度はさせていただいたということでございます。

○9番（沖園強） そうすると、94件の法人が申告していなかったと。納税者の義務でしょうから、それはもう当然のことなんでしょうけど、94件の申告をされていなかった法人で、まだ申告をしていないのがあるんですか。

○税務課長（神園信二） 現時点で申告をいただきましたのが94件中75件でございます。これは引き続き、残りの19件につきましては、該当する償却資産をお持ちなのか、お持ちでないのか、持っているとしたらどのような償却資産があるのか、引き続きこちらから何度も呼びかけて申告を促すというところまでたどり着いて、洗い出した94件全部につきまして、申告をいただくと。申告の結果、課税にならない方もいらっしゃると思っております。

○9番（沖園強） 当然、税の公平感というか、そういうものは担保しないとイケない。そうすると、法人は今回、30年度で洗い出したと。あと個人事業者はどうなってるの。

○税務課長（神園信二） 新たな取り組みでございましたので、30年度は法人をさせていただきました。31年度につきましては、市内の事業所、個人でされていらっしゃるところも該当する償却資産、御商売で持っていらっしゃる償却資産、合計150万円以上の償却資産をお持ちの方は申告を必ずいただくこととなりますので、不公平感が出ないように平成31年度で一斉に調査をさせていただきたいと考えているところでございます。

これにつきましては、9番委員からございますように、しっかりその法規定の理解をいただいて、申告をして納税されていらっしゃる方もいらっしゃいます。法人にしる、個人にしる、この制度を御存じない。私どももその周知の努力が、今まで足りていたのか反省しながら、しっかり、広報、周知をしながら、該当する償却資産をお持ちの方は申告が必要ですよということをアピールしながら、別途で調査を進めて不公平感が出ないように、早急に31年度中にやっていきたいと思っております。

○9番（沖園強） 早急に、31年度中に個人事業者も洗い出しをしていくということなんですけど、その150万以上というのは、客体の合算の150万になるんですか。

○税務課長（神園信二） 9番委員の御指摘のとおり、合算150万。単体でも150万を超えるものもありましょうし、お仕事、商売に使われているいろんな備品、減価償却の対象になるような小さなものも集めると150万以上の課税客体になっていくということでございます。

○9番（沖園強） そうすると、法人の場合は30年度で洗い出して、今、課税客体としての課税をお願いするということなんですけど、それは遡及はどうなっていくの。

○税務課長（神園信二） 遡及につきましては、大変申しわけないんですが、法規定で5年さかのぼりとなりますので、ただ、その5年間でお客様の償却資産がどういう動きをしたのか、よく償却資産は動きますので、その辺のところも追跡して、年度で5年間さかのぼりますけれども、場合によっては途中年度に課税客体から落ちる場合もあります。また復活する場合もあります。

その辺のところをまずしっかり把握して、しっかり課税していきたいと思っております。ただ、さかのぼりとしましては、法定では5年間遡及して課税していくという規定でございます。

○9番（沖園強） 遡及そのものも当然30年度で洗い出した客体と、31年度で洗い出した客体と、その5年と、5年遡及するわけですから、その5年間でまた客体としてみなされない物件も出てくるでしょうし、その辺の不公平感というのはどうなってくるんですか。

○税務課長（神園信二） まず、30年度に法人をさせていただきまして、民間事業者の皆さんのところ、法人の形をとってない方々は31年度、そこに1年間の不公平感というのは、御指摘のとおりでございます。

私どもで何ともおわびのしようもないんですけども、体制としてようやく税務署との情報連携等ができるようになって、しっかり追いかける体制ができたのが30年度で、まずは法人にお願いしよう。31年度については、個人の事業者まで及んでお願いしようというところでございます。

そこにつきましては、9番委員が言われるように、1年間の不公平があるんじゃないかという御指摘でございますが、これにつきましては、私どもの課税調査の体制等々で一気にはできればよかったです。そこにつきましては、御理解をお願いするしかない状況でございます。

○9番（沖園強） 非常に大変な作業になっていくかと思うんですね。特に個人事業者、今まで減価償却で経費として落としておりながら、納税、申告をしなかったというのは納税義務者にも落ち度はあるんですけど。個人事業者となれば、農業者も含めてのことなんでしょうから、不公平感が募らないように取り組んでいただきたいと、要望にかえときます。

○税務課長（神園信二） 9番委員御指摘のとおりでございますので、恐らく、今まで法人の方も、個人の方も、償却資産分の固定資産税というのは御理解がなかなかなかった。税理士を入れているところで、税理士に償却資産の申告書等々を持ち込んでいけば、税理士によっては必要があるんですよということで、特に市外の税理士はそういう取り扱いをしてくれているんですけども、納税者自体もその償却資産に対する固定資産税の理解がなかったこともございますし、私どもも呼びかけが足りていたのかという自己反省もございますので、その辺はしっかり御理解いただけるように、お知らせ版、広報紙、ホームページ、これにしっかり掲載して御理解のお願いをしていきたいと考えているところでございます。

○6番（俵積田義信） 関連ですが、法人税の過去から現在に至る動きはどうなんですかね。大手の企業等の落ち込みが……大手の企業、酒造会社とか、そういった大手の企業の落ち込みがひどいと聞いているんですが、その辺はどうなんですかね。

○税務課長（神園信二） 法人市民税の現年度分につきましては、今回の当初の予定で、予算書の13ページ一番上の表ですけども、市税の法人というところがありますが、31年度1,000万円減で計上させていただいております。

現年課税分につきましては、対前年度との数字を申し上げますと、30年当初では1億3,900万円を計上していたものが、今度1億2,900万円でございます。マイナス7.2%落ちている状況であります。

平成30年度中もずっと調定、法人市民税の納まりぐあいを気にしていたんですけども、一番落ち込んだ月で対前年同月比12ポイント落ちまでして心配したんですけども、何とか年度末になりました。対前年度マイナス8ポイントまで何とか回復してきたという状況でございます。

なかなか法人市民税が上がらない状況を心配しております。法人市民税が上がらないと法人自体の利益がないということで、また来年度の、今度はそこから支給される給与、個人の住民税にも影響が出るのではないかと心配しておりますけれども、市内の法人が去年は元気がなかったという状況を踏まえて、31年度の予算計上をさせていただいたという状況でございます。

個別の事業者につきましては、申しわけございませんが、言及できませんので全体的なところのお話をさせていただきました。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で歳入の審査を保留いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

[総括]

○委員長（吉嶺周作） 再開いたします。

次に、一般会計全般の総括に入ります。

それでは審査をお願いいたします。

○13番（立石幸徳） 予算のあらましの9ページ、これ全然今まで出ていないんですけど、ただ施政方針には、老朽化した枕崎共同斎場は火葬炉の入れかえや施設・駐車場の整備をすると。直接的には衛生管理組合の事業になるんですが、枕崎の市民、住民に非常に密接に関係のあることなんで、予算的なことからいきますと、大体1億3,600万という予算がこのあらましに出ているんですが、これは全体事業費、管理組合のほうから2億円と聞いているんですけど、そのうちの枕崎市負担分が1億3,600万、こういうことになるんですかね。

○市民生活課参事（加藤省三） 13番委員のおっしゃるとおりの金額でございます。

○13番（立石幸徳） それから、その管理組合のこの工事請負の明細といいたしめようかね、火葬炉を工事するのが1億1,900万、そして補修工区ということで8,800万ぐらいですね、合わせてちょうど2億円になるみたいですけども、そういう工事がなされるということですかね。

○市民生活課参事（加藤省三） 火葬炉工区と補修工区、合わせて2億円の工事を行うことになっております。

○13番（立石幸徳） そこでその火葬炉の工事、これ現在使用している火葬炉が幾つあって、今度の工事でどういうことになっていくのか、それから当然、その工事期間中といえども、火葬ということは起こるわけですけど、その辺の支障は出ないのか、その点についてお尋ねをします。

○市民生活課参事（加藤省三） 現在、枕崎共同斎場につきましては、火葬炉が3基、汚物炉が1基の計4基あります。今度新しく工事を行いますのが、ひつぎが結構大きくなっておりまして、そこら辺も含めまして大きな炉をつくりましますけれども、今ある4基を2基にする工事でございます。工事期間中は2基稼働して、市民の火葬には支障がないような工事を行う予定でございます。

○13番（立石幸徳） それからあの衛生管理組合の規約を、ちょっと記憶が定かじゃないんですけども、いわゆる川辺町あたりの、川辺に新しくできるということもあって、この枕崎共同斎場の利用をする住民を規約上、変更したと思うんですね。

そうすると、この枕崎共同斎場を使用できる管内の住民つったら、どこどこになるんですか。

○市民生活課参事（加藤省三） 川辺斎場につきましては、31年4月から衛生管理組合を離脱いたします。あと枕崎共同斎場につきましても知覧町の分が離脱いたしまして、基本的に管内住民ということで考えますと、枕崎市民と南さつま市坊津町民の2つの地区になります。

○13番（立石幸徳） 使用料が、私、今度の件で初めて調査してわかったんですけど、南さつまにも火葬場はありますよね。ここの使用料は1体が8,000円ですか、枕崎は4,000円、半分なんですよね。この違い、それから火葬炉が新しくなっても、この使用料というのは約倍ぐらい違ったままずっといくようなことになるんですかね。

○市民生活課参事（加藤省三） 南さつまの白亀苑につきましては、枕崎とすると倍の8,000円でございます、1体当たりですね。今度、新しい斎場が枕崎に31年度に完成しますので、南さつまとの使用料の違いも含めて、今後検討していくことになろうかとは思っています。

○4番（城森史明） 19ページをお願いしたいんですが、あらましのですね。人件費比率、人件費の問題ですが、枕崎市は県内でも人件費比率が高いわけですが、この辺のその財政健全化計画も今度つくられるということですが、5年ぐらいの見込みというか、例えば去年に比べたら346万の減少ですから、さほど減少しないわけですよね。これが5年後、定員の適正計画等によってですね、どのような見込みで考えているのか。

○総務課長（本田親行） 次年度の予算におきまして、人件費の減少幅は小さいところですが、その理由といたしまして、選挙が実施されるということで選挙費の時間外関係、それから再任用が増になること等がございますけれども、職員人件費そのものは前年度と比べまして、給与費明細を見ていただくと、一般職の人件費のほうは3,461万落ちております。

それにつきましては、職員の入れかわり、人事の入れかわりということで、3,000万程度の減少を見込んでおります。当分、大量の退職者が続いていますので、財政健全化の計画をつくっていく中で、数年度分の人件費の推計は行っていきますけれども、入れかわることによって人件費は落ちていくものと考えております。

○委員長（吉嶺周作） 今、総務課長、3,461万じゃなくて346万では。

○4番（城森史明） それと、補助費が2億8,000万ほどふえてるんですが、この中で繰出金の比率はどうなってるんですかね。繰出金の金額の推移はどうなってるんでしょうか。

○財政課長（佐藤祐司） 補助費等は7番目にありますが、繰出金は12番目に繰出金というのがあります。

○4番（城森史明） 間違いでした。それです、その繰出金については、公共下水道、市立病院、そして国民健康保険ですね。この辺のところは30年度においても市立病院なんか倍増したわけですね。交付税措置がされますが、その辺の増加がこれからの財政に響くんじゃないかって危惧するわけですが。

例えば、市立病院なんかではその繰出基準においては、一般会計から出す限度額みたいな、そういう基準というのが、その限度額というのは別に、公共下水道にしても、国民健康保険はないですよ。その辺のところがあるんですか。

○財政課長（佐藤祐司） まず、繰出金と補助費等の関係で申し上げます。公共下水道の繰出金は当然、繰出金という範疇にあります。しかしながら、公営企業会計に出す金額というのは補助費等に含まれます。ですから、市立病院への負担金については補助費等に入っております。

公共下水道は、今、法非適ですから繰出金に入っておりますが、公営企業に32年度からなりますと性質別分類では、補助費等に入っていくということになります。

繰出基準につきましては、基本的に歳入の段階で限度額という考え方ではなくて、市立病院の歳出の一定割合という考え方でございますので、例えば公債費関係の繰出基準ですと、実際に公債費として支出する元金及び利子の2分の1が繰出基準となります。ですから、こちらのほうで限度額を決めるのではなく、基本的には歳出に合わせて額が決まっていくこととなります。

それにプラスして、不採算地区病院の経費というのがありますが、それぞれの繰出基準を確定させた上で、それでもなお、経営的に赤字が生じるということになると、不採算地区病院の繰り出しということになるわけですが、それでも一般会計の財政状況、市立病院会計の財政状況を勘案した上で、なるべく赤字にならないような額までは繰り出すという考え方は持っておりますが、基本的に市立病院会計の歳出に合わせて繰り出しが決まっていくという考え方でございます。

○総務課長（本田親行） 4番委員の人件費のお尋ねに対しまして、数字的な誤りを申し上げましたので、再度答弁させていただいてよろしいでしょうか。

性質別の人件費につきましては、346万1,000円の減、比率につきましては22%が21%の0.1%しか落ちておりませんが、職員人件費のほうは14人の退職者との入れかわり、人事の新陳代謝によりまして、3,090万7,000円の減となっているところです。

○13番（立石幸徳） 初日本会議でちょっと保留しておりました、資料も出てます塔切地区の関係なんですね。

まず、基本的なことを副市長にお聞きしたいんですが、これは繰り返しになりますが、今年の9月議会に塔切地区の構造物撤去ということで予算が出されて、その部分を議会は修正して議

決したわけなんです。そして、3月議会に再度ですね、この関連の予算が出されているわけですが、再度出す理由、根拠、これはどういうふうに私どもは聞いとけばよろしいんですかね。

**○副市長（小泉智資）** この件に関して、再度提出した理由としては、やはり市長の問題解決に対する意思が大きい部分でございます。

何度か、今までお話もさせていただいてますが、今回のこの塔切地区関連の問題に関しまして、解決への道筋を考えたときに市長の意思としては、かつて裁判がありました。その裁判の中で塔切地区の裁判におきましては、第一審での判決に対しまして原告である市も、それから被告である相手方もお互いに控訴ということになりましたが、双方棄却という結果でありました。それによりまして、第一審での判決内容で確定ということになっております。

その判決内容によりまして、被告は原告に対して訴訟の対象となった土地のうち、相手方が埋め立てを行った土地以外において、時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよというものであります。これが裁判の判決結果であります。

市長は、この塔切関連の問題に関しまして、解決への道をたどる場合においては、この判決結果によって市が構築した構造物が、相手方の土地の中に埋設されていると、その状況をまず取り除くと。裁判の結果に対応することが解決への道筋ではないかという意思を強くお持ちであります。

よって前回、議会の中で修正となりましたが、再度、その撤去につきましていろいろ検討を重ねた結果、この当初予算の中で、撤去費用の予算を計上したということでございます。

**○13番（立石幸徳）** るる今までの経過も含めて説明ありましたけどね、端的に言うと、去年の9月議会の議会議決に、市長初め執行部としては異議があると、疑義があるということで今回出しているということになるんですか。

**○副市長（小泉智資）** 疑義を申し立てているわけではございません。問題解決ということに関しまして、どういう道筋をたどれるかを考えたときに、やはり撤去という方法を再度、皆さんに御審議いただきたいということでございます。

**○13番（立石幸徳）** 撤去ということでは、9月議会で審議したわけですよ。そして議決がなされた。その議決に執行部としては異議があるということになるんじゃないですか。

**○副市長（小泉智資）** 前回、890万の予算を提示しまして修正となったんですが、再度、その撤去方法を含めて見直しを行って、もう一度御提案したということでありまして。

**○13番（立石幸徳）** 聞いていることに私はきちっと答えてほしいんですけど、9月議会での議決に異議があるから、再度、いろんなものを検討もしたんでしょうけれども、そういう形で今回出ると、こういうふうにはならないんですか。異議はないんですか、9月議会の議決には。

**○副市長（小泉智資）** 9月議会の決定については、それはもう、議会ではそういう結論が出ておりますので、そこら辺につきましては、そういう審議がなされたということで理解しています。

**○13番（立石幸徳）** そういうことじゃないですよ。まったく同様のことを、金額の前後は別にしましてですよ、本質的に9月議会の議決は困るということで今回出てる。つまり、私がなぜここをしつこく聞くかということ、議会議決に異議がある場合の当局執行部の対応っていうのは自治法上、いろんな形の選択がありますよね。

例えば、自治法176条に基づくな、再議という形もある。直ちにですよ。そのいろんな議会議決に物申すやり方はたくさんあるわけですから、その中で12月議会は何もなく来て、今度3月議会に出されていますからね。その点をまず一番スタートのところを確認してるんですよ。

**○副市長（小泉智資）** 前回、修正案が出た後で市長も直接相手方といろいろ交渉する中で、やはり構造物の撤去を何とか実現したいという思いを強くされたということでありまして。

**○13番（立石幸徳）** 回答がな、的確になっていないんですけどね。つまり、議会議決に異議がある場合は、自治法176条ではどういうふうな規定になってるんですか、これは行政係にお尋

ねをします。

○総務課行政係長（山口太） 13番委員のお尋ねの再議に関する規定を読み上げたいと思います。

地方自治法第176条第1項におきまして、「普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日から10日以内に理由を示してこれを再議に付することができる」と規定されております。

○13番（立石幸徳） ですから、そういう規定があるにもかかわらず、自治法176条に基づく対応はされなかったわけですね。そして、私、初日に9月議会以降ですね、昨年10月24日に国道事務所から本市の市長宛てに出されたこの警告書、これはもう議員全部に配付もされていますのでね、その中に不法占用になってるんだと、当該塔切地区がですね。で、市長自身はいつからこのことは認識してるんだっつたら、もう市長就任後、1月にはこの件は認識しておりますという本会議での答弁でしたよね。今日に至るまで、もう1年以上経過してるわけです。

まず確認ですけど、この不法占用ということについて、これはどの法律のどの条項に不法ということに、そういう状態になってるのか。それからまず、これも基本的なことですよ。不法占用というその国道事務所からの通知をですよ、本市としては不法占用ということで、きちっと認識されているんですか、いないんですか。

○農政課長（川崎満） 不法占用ということではありますが、階段の部分といいますか、あの部分が通常であれば道路の敷地の中に、道路法32条の中で占用の基準などが示されておりますが、その場合については占用申請をとらなくてはいけないことになっております。

ただ、今回の場合の状況につきましては、階段そのものが機能していないと。例えば、水道管みたいに機能しておれば、それは占用の対象となるわけですが、埋められてもうそのものが機能しておりませんので、占用の対象にならないことから占用申請ができないといえますか、当てはまらないということで、そういう部分で撤去するかということで、撤去してくださいという警告書が来たと考えております。

○13番（立石幸徳） 聞いていることの全然答えになっていないですよ。国が不法占用というのと本市の見解が違うなら国にきちっと申し立てをせんといかんわけでしょう。そうじゃないですかね、一番基本的なことですよ。法律に違法あるいは不法ということになっていると国から警告書が来た。それを本市としては、もうイエスカノーでいいです。認めているんですか、認めていないんですか。

○農政課長（川崎満） その部分については認めております。

○13番（立石幸徳） 市のほうも、そこは不法占用だというのは今、認めてるわけでしょう。

そうしますとね、不法というものを行政が、どういう国、県あるいはその市で市町村レベルであっても、不法ということを知っているのに、その状況、状態をな、ある意味で放置はしていないのかもしれませんが、もうはるか1年以上経過してるわけですから、当然、解決しなきゃならんですよ。

だから、昨年9月議会で市長が、この件は未解決なんだと言われた。その未解決の一番のテーマというのは不法状態になっているものを解消すると、これが副市長がさっきから言われてる解決したいというのは、そこがところが一番のテーマだと、課題だと、こういうふうな捉え方でよろしいんですかね。

○副市長（小泉智資） 先ほどから何度も言ってますが、判決の状況に戻ることが解決への一番の道筋だと思っています。

○13番（立石幸徳） 聞いていることを答えてもらわないとですね、質疑になりませんから。ですから、そこところは委員長のほうで、私がどうのこうの言っても非常に委員会の審査を混乱させますので、委員長のほうで整理していただきたいと思うんですよ。

あのもう一つですね、殊さらに問題を私はおかしくというか広げる、敷衍するつもりはないですけれども、国家公務員であっても地方公務員であっても、犯罪が思料される、要するに不法あるいは違法ということであれば、それは当然犯罪につながるわけですからね。

そこに罪になる事実があると思料された場合は、どういう対応をしなければならないんですか。これも行政係長にお尋ねをします。

○総務課行政係長（山口太） 今の議員のお尋ねについての回答とすれば、告発義務があるということになろうかと思えます。

○13番（立石幸徳） 今、行政係長が言ったとおりですよ。国家公務員であれ、地方公務員であれ、そこに犯罪、罪、そういうものが思料をされる時ですよ、そしたら公務員は告発をしなければなりません。だからそこまで広がっていきますのでね、私はこの問題解決をするためには、この不法状態ちゅうのは、一刻も早く解消すべきだとかいうふうに考えます。

○2番（永野慶一郎） 先ほど副市長の答弁で、なぜ9月議会とまた同じようなのが上がってきてるんだと、再議に諮るべきだったんじゃないかという質疑もございましたが、その答えの中で裁判の原因を取り除くという9月議会でお答えされた答えと一貫しております。

でも今回、違ったところが私はあるんじゃないかと思ひまして、初日本会議の市長の質疑に対する答弁です、それプラス、先ほどから出てます警告書が届いたと。それもあって、その警告書についても対応するというので、9月議会とは全く異なる形で、この議案が上がってきてると思うんですけど、先ほどから副市長にその答弁が全くなくて9月と全く一緒だったんですけどどうなんですかね、市長はそうおっしゃってたんですけど。今回、この議案を上げた経緯です。

○副市長（小泉智資） 先ほどの私の答弁に、そうすることが結果的には警告書の状態にも対応できることになるというのが、市長の答弁だったと思っております。

○2番（永野慶一郎） そこを伝えていただかないと、全く9月と同じような感じに聞こえちゃうんですね。ただ、そういう市長の答弁もあったというののもちゃんとお伝えしてもらいたいと思ひながら聞いておりました。

それと裁判の結果を受けて今回、撤去工事をすると言ったんですけど、裁判の結果では撤去しなさいというそういった命令が出てるんですか。そういった答弁がございましたけども。

○副市長（小泉智資） 撤去せよという判決ではございません。

○13番（立石幸徳） これは9月議会で、もう整理済みのことですよ、去年の。裁判は何度も言うように、構造物については訴訟の原因でも何でもない所有権の訴訟ですからね、構造物をどうすると言及が当然、裁判の訴訟結果には出ないですよ。当たり前のことですよ。

だから、その所有権がきちっと明確になったその後の構造物の関連ですから、裁判は構造物をどうしなさい、こうしなさいという訴訟は出ません。

○2番（永野慶一郎） この問題の解決に向けて、「まずこの構造物を取り除く」とおっしゃられました、まず取り除くということは、まだそのあとに何かあるんですか、これで解決じゃないんですか。ちょっとそこが引っかかって聞いてたんですけど。

○副市長（小泉智資） 「まず」という言葉には特に深い意味はございません。取りかかることが、まずその部分ですという意味です。

○2番（永野慶一郎） その部分以外にまだ何かあるんですか。

○副市長（小泉智資） 構造物を撤去するという意味合いです。

○9番（沖園強） 今回のこの件については、非常に長い変遷があるんですけど、まず平成5年にこの水路改修を行ったのは補助事業ですか、何ですか。補助事業でしたんですか。

○農政課長（川崎満） 平成5年に行いましたのは、県単の補助事業でございます。

○9番（沖園強） 県単の補助事業でやったときに水路改修を当然、県には許可をもらった経緯はないんですか、国道事務所なり。

[傍聴席で発言する者あり]

- 9番（沖園強） 委員長。傍聴席をちょっと整理してしてくださいよ。立ち上がってるけど。
- 委員長（吉嶺周作） 傍聴席の方は立ったり、言葉を言わないでください。
- 農政課長（川崎満） この県単事業については、県に補助事業の申請をしまして、施行しているところであります。
- 9番（沖園強） 地方分権一括法が平成11年に制定されたんですけど、これは法定外公共物ってあるんですが、水路関係はどっちになるんですか。
- 農政課長（川崎満） この工事の部分といいますか、ずっと上流から流れてくる水路部分は法定外公共物の土地といいますか、図面にもありますが、その水路は法定外公共物となっております。
- 9番（沖園強） 権限移譲がなされたのは、何年ですか。
- 農政課長（川崎満） 平成14年です。
- 9番（沖園強） 副市長にお聞きしますけど、権限移譲は平成14年になされた。それまではどこの財産ですか、法定外公共物は。
- 副市長（小泉智資） 国の物だと考えます。
- 9番（沖園強） 平成14年までは国の物、当然いろんな地籍図面等を見ても水あるいは道というような表示をしてるんですよ、国有財産。枕崎市法定外公共物管理条例は、どうなってますか。どういう位置づけになってるんですか。
- 財政課長（佐藤祐司） ただいま法定外公共物の管理条例を見ておりますが、第2条第2号で水路が定義されております。河川法の適用または準用を受けない河川、湖沼、ため池、水路等のうち下水道法が適用されるもの以外のもの、これは水路の定義でございます。
- 9番（沖園強） その括弧書きのところをちょっと読んでください。
- 財政課長（佐藤祐司） 水路等のところに括弧が付されております。堤防、水門、水管、堰等当該河川等と一体をなす施設、工作物その他の附属物を含むと記載されております。
- 9番（沖園強） まさしく、あの階段部分もその部分だと私は捉えているんですけどね。そうすると、その土地を埋め立てたのはだれですか。
- 農政課長（川崎満） 埋め立てたのは、相手方ということになります。
- 9番（沖園強） その相手方は占用許可をとってるんですか。
- 農政課長（川崎満） そのことは、私のところでは把握しておりません。
- 9番（沖園強） るる経緯等がわかってきたんですけど、結局、法定外公共物、国の財産を占用許可をとらないで埋め立てたと、それは市じゃないですよ。私は、そういうふうに解釈してるんですが、副市長はどう考えますか。だれが埋めたんですか。
- 副市長（小泉智資） 埋めたのは相手方だというふうに理解しています。
- 9番（沖園強） そのことを踏まえて、どう判断されますか。
- 副市長（小泉智資） そのことを踏まえてということではありますが、裁判の判決内容としては、時効取得が認められなかった部分、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を、今、そこですなさいというのが裁判結果だと思っております。
- 9番（沖園強） 国道事務所の警告そのものに、例えば後づけみたいになるんですけど、占用許可をとることはできないんですか。撤去しなければいけないのか、占用許可をとればどうなるんですか。
- 農政課長（川崎満） そのことにつきましては、先ほど御説明いたしましたが、階段状になってるわけですが、そのものは埋め立てられて階段として機能していないことから、その機能していないものについては占用に当たらないということで、占用申請には当たらないと考えております。
- 9番（沖園強） 平成14年に権限移譲がなされるまでは国有財産であったと。そして青線赤

線、法定外公共物についての捉え方というものは、その地域の方々の農地とか、あるいはそういった水路、そういったものを共有する共有財産になってるんですね。だから国有地になっていると。そしてそれをば……（「発言中ですけどね、先ほどの……」と言う者あり）邪魔をせんでおってくださいよ。

○委員長（吉嶺周作） 今、発言の途中ですので。

○9番（沖園強） そういう国有財産をですね、占用許可もとらないで埋め立てた原因の発生がどこにあったかということですよ。そして、ましてや今出ているこの図面ですけど、境界にもこの水路の一部がかかっているじゃないの。占用許可もとらないで不法に埋め立てたその部分は、議会として指摘もしない。問題の履き違いですよこれ、いろんな議論聞いていると。

そういった国有財産を不法占拠しながら、埋め立てて不法的なことをやっとして、それはとがめられない。なぜ、市にそういった責任転嫁をするのかわからない、私は。そこを毅然としてですね、執行部はやるべきだと私は思いますよ。

○13番（立石幸徳） 今、たくさんの質問条項が出たんですけどね、まず国道事務所から出された警告書、ここにまず不法占用になっているという指摘がきちっと出されているわけですね。この不法ということについては先ほど農政課長も、そのとおりでありますと認めたわけですね。

あと、占用許可基準に適合するような改善、こういう文章もあるんですが、国道事務所にどのような改善をしたらいいのかとお尋ねしました、私。これは警告書の様式上、こういう文章の書き方になっておまして、この改善ということは全然、今回の場合、意味のない文言であって、今度の件は撤去してくださいと、このことなんですとちゃんと承っていますよ。

だから私の説明がおかしかったら、国道事務所に再度確認してください。要は、その不法占用になってるところを撤去しなさいと、こういうことなんですと。そういうことですからね、国道事務所の別に肩を持つわけじゃないですけど、聞いたことを以上御披露だけはしておきます。

○4番（城森史明） 構造物をつくったのは市なんですよ、階段つくったのは。ですから、やはりどこに問題があるのか、根本的なですよ。県も要請しているわけですから、これはこの予算どおり構造物を撤去すべきだと思いますよ、県の要請に従ってですよ。問題の根本は何なのか、階段ですよ。その根本を除去しないと、この問題はいつまでたっても解決しないと思います。

○8番（禰占通男） どうのこうの言うつもりはないんだけど、今、副市長が当初から申しているとおおり、裁判で決定したこと、相手の土地に構造物が——水路の一部がかかっていることと、あとはその階段を後で、工事の途中にどこでつけたのかわからんけど、階段部分が国道事務所のいう不法占用ということ。そして9番委員が言う無許可で埋め立てた分ということ。これ3つ問題がありますよ。

それはそれぞれの法やら条例で決まってるんだけど、そこはちゃんと解決して対処したほうが私はいいと思います。皆さんが一つ一つの問題で言っているからややこしくなってるんであって、3つの考えでずっと解決したら、これ全部解決しますよ。

○13番（立石幸徳） 今、8番委員が言ったとおおり、3つの部分のどの部分を解決する今度の予算なのか。その辺も明確に言わないと、3つ全部解決するという予算なんですか。

○副市長（小泉智資） 3つの解決と委員から質疑がありましたが、埋め立てにつきましてはそういう事実があった結果、裁判ではその部分というのは、特に問われてはおりません。

それから、構造物が残っていることに関しましては、冒頭申しましたように、それを撤去することで裁判の判決の状況に戻すということでもあります。それによって水路問題も解決するのではないかと理解しております。

○2番（永野慶一郎） となると、先ほど13番委員が言われた3つの問題を一気に今回のこれで戻すのかといえ、もう3つのことは全て解決するということによろしいですか、そういう考えで。

○副市長（小泉智資） 3つの問題、3つということがずっとお話に出ていますが、問題は構造物を撤去するというのと、それから水路問題をクリアすることだと理解しています。

○2番（永野慶一郎） あらましの14ページ、タブレットの件ですけど、導入に949万計上されておりますが、その中でWi-Fiの整備事業も含まれているということだったんですけども、工事費自体は幾らですか。

○教委総務課長（山口美津哉） これは工事費という形式で整備するのではなくて、あくまでも業者にタブレットが使える環境をつくってもらって、それ一式をリースするということになりますので、タブレットをWi-Fiも使える環境を校舎内に整備するということですので、工事費が幾らかかるかはわからないところです。

○2番（永野慶一郎） 今までLANケーブルが来ていると思うので、多分それにWi-Fiのモデムをつなげばカバーできるから、そんなにお金はかからないのかなと思うんですけども、ちょっと確認なんですけど、949万っていうのは年間リース料の金額なんですとか、5年分のリース料、そこだけ教えてください。

○教委総務課長（山口美津哉） 5年間のリースで行うものですけども、5年間分で整備料が幾らかかるかというと、これが60月分になります。それを5年で割るんですけども、31年度は整備して10月からの利用になりますので、6カ月分の使用料ということで9百何十万というのは、その分のリース料ということになります。

○2番（永野慶一郎） トータルで何カ月分なんですか。

○教委総務課長（山口美津哉） 一月、約158万の6月分ということになります。この小学校費では160台整備ということになります。タブレットのパソコン整備にこれだけ要るんじゃないかと、それを使っているような環境整備がありますので、それを含めての利用料ということですよ。

○2番（永野慶一郎） 初年度で環境整備が整えば、2年目から大分この金額も減ってくるということですか。

○教委総務課長（山口美津哉） 31年度は半年でこれだけですので、32年度以降はこの倍になるということで御理解いただきたいと思っております。

○2番（永野慶一郎） 1カ月当たり158万というのは、次年度以降も変わらないということですかね、大体1台当たり1万ぐらいの経費ということですか。

○教委総務課長（山口美津哉） そうです。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（吉嶺周作） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（吉嶺周作） 挙手多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○11番（下竹芳郎） 附帯決議を付したいので、休憩をお願いします。（「採決は済んだえさ。附帯決議は採決の前に言わんと」と言う者あり）

○委員長（吉嶺周作） 附帯決議はその……（「決議案は本会議でないと出せんわけだええ、採決は済んだわけだがね。委員長、今何をしてるんですか、終わったがね委員会は」と言う者あり）今、事務局に説明してもらいます。（「委員会を閉会してから発言を求めて、取り上げるのはお

かしいですよ」と言う者あり)

○議会事務局長(上園信一) いろいろ発言がありますけど、附帯決議をつけるのは、対象となる案件が可決または修正議決されることが前提ですので、この議決の直後に提出すると解説書のほうに載っているところです。

○13番(立石幸徳) 決議案ですよ、決議案は本会議で出さんといかんですよ。

○議会事務局長(上園信一) 決議案は委員会でも出すことはできます。

○13番(立石幸徳) 中身もかわからんのに、附帯決議を出すのに賛成も反対もでけんですよ。

○11番(下竹芳郎) そのための休憩です。

○13番(立石幸徳) 休憩なんかで、そんなもの協議でけんがね。(「ベテラン議員がだだをこねたようなことを言って」と言う者あり) 議会運営委員会を開いてくださいよ。

○委員長(吉嶺周作) 附帯決議を出すということで、ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時8分 再開

○委員長(吉嶺周作) 再開いたします。

可決すべきものと決定いたしました議案第6号に対し、下竹委員ほか6名からお手元に配付のとおり附帯決議案が提出されました。

提出者に附帯決議案の趣旨説明を求めます。

○11番(下竹芳郎) 議案第6号平成31年度枕崎市一般会計予算に対する附帯決議

平成31年度枕崎市一般会計予算には、昨年の9月定例会において提案され、修正可決された平成30年度枕崎市一般会計補正予算第2号に計上されていた塔切地区構造物撤去工事に係る農道等維持管理費について、当該工事内容の見直しにより、これを減額した予算が再度計上されている。

本件については、相手方との訴訟の終了から約6年が経過しようとしており、その訴訟に至った発端は、平成5年に市が当該構造物を設置した当時、その用地の分筆及び所有権移転登記手続を怠っていたことが原因であるほか、さらに国からは当該構造物の一部の撤去を求められている状況にあることも踏まえ、市当局においては、一層、適法・適正に事務を執行していくことはもちろんのこと、当該地区の水路を利用し農業用水を確保している農業者が安心して耕作を行うことができ、ひいては、本市農業の更なる振興が図られるよう、本件が速やかに終結することを強く要望する。以上、決議する。平成31年3月12日。

○委員長(吉嶺周作) ただいまの附帯決議案に対し、質疑はありませんか。

○8番(禰占通男) 結局、ここに、一番最後に書いてあるんですけど、速やかに終結することを強く要望すると。当局側がこの要望に、その要望どおりのことをしようとしているわけでしょう。それに何で条件——附帯決議っていったら条件なんだけど、何で条件をつけるんですか。

○11番(下竹芳郎) お手元にある附帯決議に書いてあるとおりです。そのままです。

○8番(禰占通男) 書いてあることを当局がしようとしているわけでしょう。何で、そこに要望をつけるんですか。

○2番(永野慶一郎) 先ほどの委員会審査でも、ちょっと質問させていただいたんですけども、明確にこれをもって終結するというような答弁は全くいただいておりません。当局からそのような言葉を私は一言もいただいてないと、そう解釈するところからでございます。

先ほどの質疑でもございました、9月議会と何が違うかと。12月ごろ私どもに示された国道事務所からの警告書、今回配ってございまして、この件に関しても、これ以上長引かせると職員の業務に支障を来したりとか、本市の行政運営に関してもですね、決していいことではないと判断させていただいたからでございます。

特に職員の皆様が、今後、これが決議されまして安寧の日々が訪れることと、そして、これをもって、この案件を終結していただきたいという強い思いを持って、当局にお願いをいたします。

特に市長、副市長には、今回私たちこういうような附帯決議をつけさせていただきました。それがその最後の文言に出ております。終結に向かって速やかに動いていただきたいというのを切に願っての提出でございます。

○4番（城森史明） この問題が解決しないのは、9月の修正決議が出たからじゃないんですか。あのときに可決しとけば、もうそんときに終わった問題ですよ。（「2番」と言う者あり）あの、まだ言ってますよ、言ってますよ、言ってますよ。

○委員長（吉嶺周作） まだ待ってください。

○4番（城森史明） 本当におかしいですよ、私に言わせれば。修正決議はね、あれは当然私も討論したように、あの辺の農業者には非常に効果があったんですよ。安心して農業ができたんです。それを9月で修正案が出てきて、あれが否決されたおかげで、そういう不安というのは拭い去れてないんですよ。本当におかしいと思います。

じゃあ、なぜ修正、あれが原因なんですよ。何であれを削除するあれを出したか。あんときは当然、あの案は、わざわざ農業者にとってすばらしい、ほんとううれしかったですよ、私は。これで安心して、あの辺の田んぼがつかれるなどは思いました。

それが否決されました。原因は修正案ですよ。それをはっきりですね、こんなの出したってですね、こんな後ろ向きな、過去の平成5年の文言も出てますよ。なぜ前向きに書かないんですか。後ろ向きの、過去の歴史の後ろ向きをね、だらだらと述べて、こんな話ないですよ。もっと前向きによ、前向きにしてたら、こんな問題は9月議会で解決したんですよ。（「2番」と言う者あり）終わってないですよ。だから、ほんとおかしいですよ。その辺のところは一切書いてない。一切書かれてない。（「2番」と言う者あり）まだ終わってないって。

○委員長（吉嶺周作） ちょっと待ってください。

○4番（城森史明） だから、その辺の、もっと修正案に対してどうだったのか。平成4年、5年はもういいです。それはみんな知ってることです。当然、そしてこれがなぜ解決できてないのか。それは9月の修正案が出て否決されたからですよ。

だから、そこはやっぱりね、そこに何らかの文言を入れてくれないと、私はこれは、私はこんな修正案に対してあれですよ、逆に。もう素直に修正、可決されたんだから、こんなわざわざつけなくてもですよ、もう可決されたわけですよ。何でこんな、はっきり言って時間の無駄ですよ。何でこんな附帯決議を出すのか。何の意味があるのか。あんとき可決して、もうそれで終わった話ですよ。この附帯決議の理由が何なのか。どうなんですか、それは。

○2番（永野慶一郎） 前向きなどか、後ろ向きなどかという以前の問題でございまして、（「わからん。平成5年の」と言う者あり）だまっとけ、語っちゃっどが。（「ちょっと委員長、不穩当発言だよ」と言う者あり）

○委員長（吉嶺周作） 2番。冷静にしゃべってください。

○2番（永野慶一郎） 済みません。9月の段階では質疑等におきまして、本市の農業振興等において、何らかの役に立つかという役に立たないという発言もございました。

そんな中で、890万の予算が上がっているのを私たちはそれをあれですか、じゃあ勝手にそう、何ていうんですか、可決するっていうのも、それもおかしな話じゃないかと思えます。

今回は、先ほどから述べてますように、なぜこの附帯決議を出すかという、当局からですね、まだその明確な、今後、何らこの件に関してはもう関与しないとか、全くそういう言葉が出てないんで、私たちはこういった附帯決議案を出したところでございます。

○4番（城森史明） 執行部はちゃんと明確な意思を示したですよ、それを撤去するという明確な意思を示してるじゃないですか。そして9月の修正案に関しては、そういう意見も確かに出ま

したよ。しかし、あんときはやっぱり調査不足だったと私思いますよ。もっと議論を深めて、あんとき徹底的に議論すべきだったと思う。その調査が深められなかったの、ああいう、それは結果論だからもうしょうがないですよ。

だけど、もう当局の意思ははっきりしてるじゃないですか、コンクリートを撤去することですよ。だから、私はその辺は別に、その時点で判断すべきことじゃないのかなと思います。

○13番(立石幸徳) 私は4番委員と全く同感なんですよね。どっか具体的にどうこうというより、9月議会でなぜ審査が深まっていかなかったのか。その点は十分議会としてですよ、反省すべきだと思いますよ。

具体的に聞きますけど、附帯決議の中の中ほどつつたらいいですか、下から6行目になるんですか、国からは当該構造物の一部の撤去を求められている状況にある、この求められている原因、これは何であるんですか。それを明確に附帯決議に示すべきじゃないんですか。

○委員長(吉嶺周作) 提出者の方は、だれか答弁をお願いいたします。

○2番(永野慶一郎) その理由といいますか、その理由はここに書いてあるとおりでではないのでしょうか。国からこの構造物の一部の撤去を求められているという現状は、ここでわかるんじゃないんですか。

○13番(立石幸徳) 現状は聞いてませんよ、理由を聞いてますがね。国から求められている原因。

○2番(永野慶一郎) 国から求められているのは、不法占有に当たるということでの、今回、その警告に当たったということでもあります。

○13番(立石幸徳) ですから、その後に市当局においては、一層、適法に執行してほしいと言っているのですよ、国から求められているのは不法占用を解消せよと、その文もきちっと出さないことには、適法ちゅうことに、執行ちゅうことについてもつながっていかないですよ。

それで、先ほど4番委員から出てるように、9月議会でその法的な問題、そういうものが当局から、もう市長自身は1月に聞いとるわけだから、1年前に。こうしてずっと引きずってきてる、な。何も今さら附帯決議ちゅうことでな、出すまでもないですよ、はっきり言って。ここに掲げてることに私は反対じゃないですけども、全然、4番が先ほどから強く指摘してきたようにな、出されてやってることと、この附帯決議を出されたこととが結びつかないですよ、はっきり言いまして。

○2番(永野慶一郎) 私どもが、決議案を出す目的は、速やかにしていただきたい、適法、適正に事務を執行していただくことと、今後のですね、やっぱり先ほどから言いますように、最後の「速やかに終結すること」っていうのが、私たちの、提出者の思いでございますので、これは出さないと、そのままでは何も進まないのではないかと、私たちはですね。

○13番(立石幸徳) 私はな、附帯決議そのものにですね、どうのこうの言う気はないんですね。

ただ、4番委員が何度も言うように、強く指摘したように、今年の9月議会な、修正をされた方々が、こうして附帯決議を出されているから非常におかしくなってくるわけですよ。

我々は修正には同意しませんでしたからね。あんときもうちょっと9月議会で審査を深めるべきじゃないかという立場ですからね。この附帯決議に出てることの中身云々じゃないけれども、提出者あるいはその賛成者の方々は全員修正をされた方々じゃないですか。

○2番(永野慶一郎) 先ほどから述べておりますとおり、9月議会では「本市の農業振興において何ら役に立つものではない」という旨の答弁がございました。それをもとに私どもは、修正を出させていただいたところでございます。今回はそういった発言は一言もございません。

○5番(吉松幸夫) 9月議会で修正案を出したことにより、それからいろいろ農政課、建設課、研究を重ねて890万という金額が450万という半分の金額でできる工法が発見されたということで、意味はあったかと思えます。

○13番(立石幸徳) 実におかしな物言いですよ。意味があったなら附帯決議なんか出す必要もないですよ。それから、議会運営上のことですが、修正案を出す時当局の見解、当局の説明はもう議会上はストップしますからね。修正案に対しての審査しかできないわけですよ。だから、いまだにあの塔切の件については、まだわからないことがたくさんあります。

そんな890万が450万になって、意義があったなんかちゅう説明はな、非常に合理的な自己都合のいい意見にしか聞こえないですよ。じゃあ、附帯決議に書いとけばいいんじゃないですか。いや、890万が450万になって非常によかったって。

○2番(永野慶一郎) 9月議会と違うところは、本市の農業振興上何ら役に立たないという旨の発言がございました。そういった発言を受けて、何にもならないものにその890万という予算を私たちは可決していいものかどうかというの、一番の修正を出した原因でございました。先ほどから何度も答弁しております。

○4番(城森史明) ですから、それはもっと、はっきり言って、あそこが解決すれば、もう田んぼが安心してできたというすばらしい農業振興上のメリットがあったわけですよ。ですから、そこはやっぱり議論を深めなかった議会の落ち度があったと私は反省してるんですけど。

○委員長(吉嶺周作) ほかはよろしいでしょうか。——それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

議案第6号に、お手元に配付の附帯決議を付すことに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長(吉嶺周作) 挙手多数であります。

よって、議案第6号に、お手元に配付の附帯決議を付することに決定いたしました。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

午後1時27分 休憩

午後1時30分 再開

#### △議案第7号 平成31年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

#### △議案第8号 平成31年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長(吉嶺周作) 再開いたします。

これから、特別会計及び企業会計の審査に入ります。

まず、議案第7号平成31年度枕崎市国民健康保険特別会計予算及び議案第8号平成31年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算の2件は、関連がありますので一括議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長(田中義文) 議案第7号平成31年度枕崎市国民健康保険特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

予算書27ページの説明資料をお開きいただきたいと思います。

予算総額は35億8,298万5,000円で、前年度当初予算と比較して1億0,543万6,000円、2.9%の減となっております。

歳出の主なものにつきまして概略を御説明いたします。

総務費につきましては、事務的経費として総務管理費1,086万円、徴税費548万3,000円、運営協議会費14万8,000円、それぞれ計上いたしました。

保険給付費につきましては、予算総額の約73.0%、26億1,390万5,000円を計上いたしました。

保険給付費総額から審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭諸費を除いた額につきましては、県支出金の保険給付費等交付金の普通交付金の額と同額を計上しております。

療養給付費、療養費、高額療養費、移送費の一般・退職分のそれぞれの額につきましては、普通交付金の額をもとに、各費目の本市の過去5年間の給付実績等により、按分し計上しています。

出産育児諸費につきましては、実績を考慮いたしまして20件の840万5,000円、葬祭諸費につきましては、65件の130万円を計上いたしました。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、予算総額の約24.7%、8億8,643万4,000円を計上いたしました。

国民健康保険事業費納付金の金額につきましては、県が運営方針に基づき算出したものであり、内訳といたしましては、医療給付費分6億6,153万3,000円、後期高齢者支援金等分1億6,856万9,000円、介護納付金分5,633万2,000円となっております。

保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費2,065万5,000円、人間ドック、がん検診補助、糖尿病重症化予防事業、人工知能等を活用した特定健診受診勧奨委託事業等に要する費用といたしまして保健事業費2,563万円を計上いたしました。

公債費につきましては、広域化等支援基金償還金1,600万円を含む1,620万円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、267万円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

国保税につきましては、後ほど税務課長から御説明申し上げます。

県支出金の保険給付費等交付金につきましては、普通交付金と特別交付金を合計して、予算総額の約74.7%、26億7,617万8,000円を計上いたしました。

内訳は、審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭諸費を除く保険給付費の財源となる普通交付金といたしまして、一般分25億7,230万円と、退職分2,340万円の合計で、25億9,570万円を計上いたしました。

特別交付金につきましては、保険者努力支援分1,080万9,000円、特別調整交付金分4,931万3,000円を含む8,047万8,000円を計上いたしました。

繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分1億1,742万円と保険者支援分5,873万7,000円、出産育児一時金等560万円、職員給与費等1,461万2,000円、財政安定化支援事業4,850万円、基金繰入金1,600万円の合計で、2億6,086万9,000円を計上いたしました。

諸収入につきましては、第三者納付金350万円、歳入欠陥補填収入1億2,046万1,000円等の合計で、1億2,498万7,000円を計上いたしました。

○税務課長（神園信二） 私のほうからは、国民健康保険税について御説明します。

28ページをお開きください。

平成31年度の国民健康保険税につきましては、総額5億2,069万6,000円を計上いたしまして、平成30年度の当初予算に対して935万1,000円、割合にして約1.8%の増となりました。

まず、調定額の算定に際しての基本的な考え方について申し上げます。

全国的な景気につきましては、内閣府の月例経済報告で穏やかに回復していると、本年2月において、前年同期と同じ報告がされていますが、本市の経済・雇用状況を取り巻く環境は、回復の兆しを見せ始めているものの、依然として厳しい状況は残されており、さらに一部景気の陰りが取り沙汰されるなどの一部報道もありますので、今後の注視が必要であると考えています。

平成30年度の本賦課時における本市国保被保険者1人当たりの所得を見ると、平成29年度に比べ6.8%の伸びを示していることから、1人当たり調定予定額は所得の増に応じて伸びるものとなりましたが、加入者の減少の影響が大きく、税率改定に伴う6月補正と比較して、全体調定予定額及び収入予定額も減少し、予算計上額が減少しております。

収納率は、所得状況の著しい好転が期待できない厳しい納税環境の中ですが、これまで取り組んだ努力の結果と成果を継続していけるよう努めたいと考えております。

現年課税分は、特別徴収分・普通徴収分を合わせて、一般分を97.0%、対前年度当初プラス1.1ポイント、また、退職分はこれまでの実績等をもとに97.3%、対前年度当初プラス1.8ポイントと見込み算定をしております。

その結果、国民健康保険税の現年課税分は、医療給付費分3億5,332万円、後期高齢者支援金分1億1,369万9,000円、介護納付金分4,079万3,000円の合計で5億0,781万2,000円を計上しました。

滞納繰越分は、総体の収納率を前年度当初予算と比較してマイナス1.0ポイント増の25.0%と見込み、医療給付費分846万1,000円、後期高齢者支援金分287万7,000円、介護納付金分が154万6,000円の合計で1,288万4,000円を計上いたしました。

保険税につきましては、以上でございます。

**○健康課長（田中義文）** 以上でございますが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

引き続きまして、議案第8号平成31年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、御説明いたします。

予算書末尾の15ページの説明資料をお開きいただきたいと思っております。

平成31年度の予算総額は、3億2,918万7,000円で、前年度当初予算と比較して、314万8,000円、1.0%の増になります。

歳出の主なものについて申し上げます。

総務費につきましては、事務的経費といたしまして、総務管理費141万5,000円、徴収費148万4,000円、合計で289万9,000円を計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者保険料2億1,986万4,000円、保険料を軽減した分の財源補填として保険基盤安定負担金1億0,557万1,000円及び延滞金5万円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、保険料還付金30万円、還付加算金3万円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

後期高齢者医療保険料につきましては、後ほど税務課長から御説明申し上げます。

一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金296万2,000円、保険料を軽減した分の財源補填としての保険基盤安定繰入金を負担金と同額の1億0,557万1,000円計上いたしました。

保険料につきましては、以上でございます。

**○税務課長（神園信二）** 私のほうからは、後期高齢者医療保険料について御説明いたします。

予算書の6ページをお開きください。

平成31年度の後期高齢者医療保険料は、2億1,986万4,000円を計上いたしました。これは前年度の当初予算と比較して559万8,000円、割合で約2.6%の増となっております。

保険料の内訳といたしましては、特別徴収保険料1億5,969万7,000円、普通徴収保険料6,016万7,000円の合計で2億1,986万4,000円となっております。これは、予算書末尾15ページに記載してございますが、広域連合納付金の被保険者保険料分の金額（2）の①と同額となっておりますので御確認ください。

保険料については、以上です。

**○健康課長（田中義文）** 以上でございますが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

**○委員長（吉嶺周作）** それでは審査をお願いいたします。

**○7番（清水和弘）** 説明資料の27ページなんですけど、特定健康診査等事業費、これは2,065万ですか、これの健診者数の推移はどうなっとるんですかね。5年間ぐらいでお願いします。

**○健康課長（田中義文）** 特定健診の受診率の推移ということで、受診者数と受診率につきまして御説明をさせていただきます。

26年度の実績から申し上げます。対象者数5,100人に対しまして受診者数2,243人で、受診率

は44.0%でございます。

27年度は対象者数4,921人に対しまして受診者数2,195人で、受診率は44.6%でございます。

28年度は対象者数4,735人に対しまして受診者数2,025人で、若干減少いたしまして42.8%でございます。

29年度は対象者数4,585人に対しまして受診者数2,034人で、44.4%で持ち直したという状況でございました。

30年度の見込みにつきましては、最終的には11月ぐらいに国保連合会を通じて確定いたします。対象者数についても見込みでございますが、4,370人、3月7日現在で受診者数が2,224人で、現在50.9%ということで、最終的な確定数値は、ここから途中で枕崎の住民になった方とか、社会保険に加入した方とかが最終的にこの数字から若干引かれ、それとまだこれから医療機関から実績が上がってくる場合もありますので、最終確定値ではございませんが、私どもとしては、今年度は50%超えると考えているところでございます。

○7番（清水和弘） 健診受診率とですよ、医療費の関係はどのように判断してますか。

○健康課長（田中義文） 本市における健診の受診率と医療費の相関というのは、一概に申し上げることはできないんですが、国としては特定健診の受診率が上がったところは医療費が削減する傾向にあると、さまざまな研修会で申し上げておりますので、私どもとしても、受診率が上がれば医療費の抑制につながると考えております。

○7番（清水和弘） 受診率を上げるためのこれまでの対応というのは、どのようなことをやってきたんですか。

○健康課長（田中義文） 平成20年度からさまざまな対策を行ってきまして、その中で効果があったのが、平成24年度から実施した情報提供の取り組みというのが上げられるかと思えます。

それで10ポイント程度上昇いたしまして、そこで高どまりというわけではないですね、受診率が停滞状況になっておりました。そこで、人工知能とソーシャルマーケティングを活用した特定健診の受診勧奨事業の委託事業ということで、6月議会に補正予算として提案して、その後、実施したところです。

私どもとしては、その取り組みの成果として、今回5ポイント以上上昇しているのではないかと考えております。その取り組みについては、6月議会でも申し上げましたけれども、国の補助事業として全額補助になっております。

その事業については来年度も取り組むことで、50%超えてこれからは難しいかもしれませんが、目標である60%を目指して、さらにその取り組みをしっかりとしたものになるように、私たちどもも今、業者との打ち合せを進めているところでございます。

○7番（清水和弘） 自治公民館あたりで健康体操ですか、あれ、ポイントつくみたいですけど、そこで運動しとる人たちに言われるのはですね、また別にグラウンドゴルフとか行く人、そっちの人は何でこの健康体操にはポイントがついて、グラウンドゴルフにはつかないのかという苦情というのか、意見があるんですけど、その辺はどう整合性というのか、つけたらいいんですかね。

○健康課長（田中義文） 高齢者元気度アップ・ポイント事業の件だと思んですけども、高齢者元気度アップ・ポイント事業は地域包括ケア推進課で実施している事業でございます。

委員がおっしゃるとおり、筋トレサロンの参加者には、ポイントが付与されて特定健診もその対象になっているところです。あくまでも、その事業自体が65歳以上の介護予防事業ということで実施しております。

現在のところ、基本的に市が実施する事業が対象になっているかと思われまます。担当課ではないため明確には答えられませんが、そのような考え方で運用していると考えております。

○4番（城森史明） もう一回、人工知能でアップしたちことですが、どういうことですか。詳しく言ってください。

○健康課長（田中義文） 6月議会でも御説明したところなんですけど、特定健診の受診勧奨の取り組み、さらには通常のがん検診の受診勧奨の取り組みを実施している専門の業者がございまして、そこは厚生労働省の広報関係も携わっているとお聞きしております、そこに委託した事業でございます。

その実施方法と言いますのは、本市の国保加入者で特定健診の対象になっている方が、過去の特定健診の受診履歴等、あと過去に受診した際に、問診票を特定健診の会場でとるんですが、その問診票のデータをもとにして、その結果を甘えん坊さん、頑張り屋さん、心配性さん、面倒くさがりさん、という4つの心理パターンに分類いたします。過去3年間1回も受けてない方は、また別の分類にするんですけども、全部で5つに人工知能によって分類いたします。

その後、ソーシャルマーケティングによって、その事業所が日本全国、数百の市町村から請け負っている関係で、莫大な量のデータをもとに、こういう方にはこういう勧奨を行ったほうが効果があるという、そういう成果をもとにした啓発物を作成いたしまして、それぞれ圧着はがきであったり、パンフレットの的なものを送ったり、その人たちに応じた効果的な勧奨を取り組むというのがこの事業の趣旨でございます。

○4番（城森史明） 6ポイント上げることは大変なことだと思ったんで、やはりその4年間、44%でずっときたから、あとの55%ちゅうのはやっぱりある一定の同じ生活習慣とかしてる人だと思うんですね。それで、分類分けしてそしてそれが功を奏したちゅうか、結果に出てますのでね。

やはりそういう意味で、そういう分析が私は一番大事じゃないかと。健診に行かない人は絶対行かないんですね。何か理由があって、さっき言った面倒くさいのか何か知らんけど。そういう意味で、そういうところを分析してやっぱりするということは、大事なことだと思う。

それで、血液系もですね、だからあとの60%ぐらいの人たちにそれが普及するようになっていう質問をこの前もしたんですけど、そういうまた分析を活用して、またアップにつながれたらと思います。

○健康課長（田中義文） 今回の取り組み結果を途中段階ですけども、いただいているんですけど、その中では、これまで3年間受けてない方が、今回、新規で2ポイントほど受診率が伸びているということと、受けてたり受けなかったりという人が今回ふえているということと、医療機関の受診者であった方が医療機関で特定健診をお願いしたり、情報提供をお願いする件数が伸びてきております。

集団健診自体は、大きくは伸びていないんですけども、対象者が減少しておりますので、ほぼ横ばいですが、医療機関の御協力もいただきまして、情報提供が特に増加していることが一つの要因であると考えております。

おっしゃるように今、50%を超えそうな勢いでございまして、問題はここから60%まで持っていくのが、さらにまた難しいことだと考えておりますので、先ほども言いましたけど、事業所といろいろな取り組みを考えながら、強化していきたいと考えているところです。

○7番（清水和弘） 説明資料の高額療養費についてなんですけど。これ、高額療養費っていうのは、この透析患者の方なんではないかな。そしたらですよ、この透析患者数はどのぐらいおるんですか。

○健康課長（田中義文） 2月末で国保で29人、後期高齢で29人、合計で58人が人工透析にかかる受給者証を交付している方でございます。ですから、受給者証を交付されていない方もひょっとしたらおられるかもしれませんが、私どもとしてはその58人が人工透析を受けている方と認識しているところでございます。

○7番（清水和弘） 人工透析58人だったですかね。

○健康課長（田中義文） 国保が29人、後期が29人、合計で58人です。社会保険はこちらでは

把握できません。

○7番（清水和弘） 透析患者、療養費は高いんだけど、こういう人たちのその何ちゅうかな、いろんなアドバイスとかいろいろあるんだらうけど、透析患者になるその前段で、何かこう患者さんに兆候はあるわけですからね。その前段でどのような注意とかをやっとるんですか、対応を。

○健康課長（田中義文） 人工透析になるということは、慢性腎不全を患ってしまうということになるかと思うんですが、現在、市では国保の医療費が伸びている大きな要因としては、生活習慣病の重症化であるということで、おっしゃるように、その人工透析も年間で言いますと、500万程度かかります。

その人工透析の前の段階で防ぐために、一つの取り組みとしては、現在、糖尿病の重症化予防事業を2年前から取り組んでおります。

国が示す血糖値以上の人を対象といたしまして、かかりつけ医から指示書をいただいて、それに基づいて県民総合保健センターに委託しておりますが、そちらの保健師及び管理栄養士が定期的に介入を行うことで、糖尿病をそれ以上悪化させない取り組みを実施しております。これの大きな目的の一つに人工透析の防止という考え方がございます。

今回の議会に提案しております高血圧対策につきましても、既に高血圧になっておられる方も適正に服薬していただくことで、それ以上高血圧が進まないようにして、そして正常血圧になっていただくということを通して、生活習慣病の重症化を防ぐことが、人工透析の抑制につながると考えているところです。

○7番（清水和弘） 血液の問題ですか、子供のときからやっぱり注意しとかないかんと思うんですね。この小中学生、高校生あたりにはどのようなその啓発活動というんですか、やっとるんですか。

○健康課長（田中義文） 今回の議会に提案しております高血圧対策事業、高血圧ゼロの街枕崎の事業につきまして、現在、事業内容がほぼ確定していることを御説明しているところですが、その事業の取り組みの次の段階といたしましては、小中学校の学校健診の取り組みであったり、乳幼児健診の取り組み等でそういう健診データをデータベース化するという取り組みを検討している段階でございまして、そのような取り組みをしていくことによって、子供に小中学校のころから健康に関する意識の向上を図っていただくとともに、PTAの方々についても、一緒に健康に関する意識の向上を図って拡大していきたいと考えております。

やはり、今後はおっしゃるように、小中学校から健康に関する意識の向上は重要だと考えているところです。高血圧対策事業でもそのような取り組みを計画しているところでございます。

○7番（清水和弘） これで最後にしますけど、透析患者で一番負担の大きい人は大体、前は700万とか800万とか言われてました。

○健康課長（田中義文） 透析自体では以前から申し上げているとおり、500万、600万、多くて700万とかなんですが、やっぱり透析患者がほかの病気と合併症を引き起こした場合には、1桁違う金額になってまいりますので、基本的に透析自体の治療費については、500万、600万というような金額であると考えてます。

○13番（立石幸徳） 31年度のこの1人当たり保険税必要額ですね、これが今度の鹿児島県の納付金、それから当然、関連の1人当たり保険税ちゅうことで、2月13日の南日本新聞でも発表されたんですね。

本市のところを見ると、18年度比伸び率、昨年度のですね、比較して11.56%の伸び、これは県内19市で見ると、一番高い伸び率なんですよね。これは当然、昨年も最初1人当たりの保険税必要額というのは、いわゆる法定外繰り入れとか、軽減部分を除外した形で算出しておりますけれどもね、ただ昨年もそういう法定外軽減分除外して、昨年の金額が10万6,263円、31年度が11万8,542円、この伸び率が11.56%、県下19市で一番高いんですよね。伸びている。伸びてい

るっていうのはそんだけ負担が大きくなってることですけど、これはどういう原因でこんなことになってきてるんですか。

**○健康課長（田中義文）** 他市との比較を見た場合に、30年度と31年度を比較したときに、全体的に大きく増加しているところはあります。それは、前から申し上げているように、前期高齢者交付金が30年度に比べて、31年度の精算分が他市もそういう傾向が出ているのかなと思っております。

委員がおっしゃるとおり、30年度と31年度の伸び率が11.56%ということで、非常に大きな伸びになっているところがございます。

その要因につきましては、本市の事業費納付金が30年度から31年度にかけて伸びた要因にかかってくるかと思うんですが、まずは県全体の事業費納付金の算定基礎額が、全体的に増加していることが1点ございます。約3,400万程度が、その影響によるものでございます。

もう一点は、前から申し上げているとおり、前期高齢者交付金の30年度の精算による減額が約5,700万円でしたが、31年度の前期高齢者交付金の精算による減額分が1,700万で、ほぼ4,000万、前期高齢者交付金の精算による減額が少なくなっている精算による影響で事業費納付金が大きく増加している方向に働いております。

その前期高齢者交付金だけでなく、ほかにも精算による部分があるんですが、全体として精算部分が約4,100万ですので、ほぼこの前期高齢者交付金の精算による影響がここに反映されているのかなと。

本市の事業費納付金が増加した理由につきましては、鹿児島県全体の基礎額が増加したことによる理由と、もう一つは前期高齢者交付金などによる精算の影響が、本市にとっては事業費納付金を増加する方向に働いたというこの2点が大きな理由であると考えております。

**○13番（立石幸徳）** 前期高齢者の関係は補正でも聞いたり、私は一般質問でもお尋ねしましたからね、ただ、前期高齢者交付金は今度でošimaiといひましようか、もう市町村は関係がなくなるわけですから。

ただ、ちょうどさっき言った2月13日の31年度の発表、その前に私たまたまここに平成30年2月10日、1年前の国保に関する新聞報道では、枕崎市はマイナス3.33、1年前ですよ。これはまた、県下19市で一番下がっている、マイナスの数字が一番高いんですよ。

当時、この数字を見て、枕崎は国保税が非常に負担が楽になるのかなと、市民からそういう声が聞かれた。今度は、逆に一番上がる率が高くなったと。この辺については、私なんかどういふうに理解ちゅうか、考えとけばいいんですか。

**○健康課長（田中義文）** 国が激変緩和の措置を講ずるか講じないかという判断をするために、制度改正前の一定の、鹿児島県は28年度で設定して、それと30年度、もしくは31年度と法定外繰り入れや軽減分を反映しないもので比較して、昨年度初めて公表されたときには、3.33%減だったと思います。

なぜ、去年は減になったかという理由につきましては、30年度は前期高齢者交付金の精算の影響で5,700万減額になっておりますが、前期高齢者交付金が5,700万、そのほかにも後期高齢者支援金の精算であったり、介護納付金の精算がマイナスに働かまして、合計で精算による影響が約9,000万ございました。

それが、先ほどから申し上げますように、今年度はそれより約4,000万減少してるということで、そのような結果になったのではないかと考えているところです。

**○13番（立石幸徳）** 30年度から県のほうの運営主体ちゅうことになってきましたので、なかなか県全体の動向も考慮せんといかんちゅうのもあるんでしょうけれども、ただこのいろんな過去の推移、そして現在の状況を見る中でですね、私ははっきり言って、枕崎の国保運営はよくなっていくのかなと、これだけが一番考えてるところなんですよ。

見てみると、どうもよくなっていくような感じを受けないんですね。これは、制度がスタートして、はっきりこうだ、ああだと言える状況じゃないちゅうのは、一応はわかります。わかりますけども、端的に聞いて、この新制度2年目に入らる中で、本市の国保の向かっている方向、これはよくなっていく方向に行っているんですか。

**○健康課長（田中義文）** 30年度の制度改革が本市の国保財政にどのように影響を及ぼしたかということは、私どももいつも考えているところでございます。

30年度と31年度の今、このような事業費納付金の算定結果が示されて、そして30年度の法定外繰り入れの状況、それと新年度の歳入欠陥補填収入の状況を今議案として出しているところでございます。ただ、今後のことにつきましては、31年度の実業費納付金につきましても、精算による影響で、まだ約5,000万円差し引かれていたということがございます。

そのような精算が32年度からなくなることによって、その約5,000万円の差し引きがなくなることによって、また増額されるのではないかと懸念をしているところでございます。ただ、それも県が今回、30年度と31年度、県全体の医療費等の試算を行っておりますが、それが妥当だったのかということもまだ見えていないところでございます。

30年度の医療費を精算した結果、どうしても県の医療費の財源というのは執行残が出るわけですから、その剰余金は一体どのような形で事業費納付金に反映するのかも、まだ会議の中で県から説明を受けたことはございませんので、その辺のところまで見きわめないと、今の段階で制度改革は、本市にとってプラスに働いたのか、マイナスに働いたのかは申し上げられないというのが現状でございます。

**○13番（立石幸徳）** 私は率直な物言いでお尋ねしていると思うんですけども、普通どんなことでも新しい制度、新しい仕組みになるそうだと、国保に限らずですね。すると、普通はみんなよくなるんだというふうに全部とは言いませんけど、大体、いい方向に行くんだなと考えるんですけども、またそういう方向にせんといかん。

県にいろんな私がお願いしたいのは、制度が始まって激変とか何とかとまだ続きますけれども、そういういろんな説明会のたんびにな、そこのところを強く、県に、あるいは厚労省から来る場合もあるでしょうけれども、末端の声として届けていただきたいですよ。

そのためには、やっぱりその公費の関係もあるでしょうし、制度改革、制度改革って言って、何か実際進んでいけば、かえって負担は大きくなった、あんまりいい感じにはなっていないようななんかあったって、実におかしな話ですよ。

**○健康課長（田中義文）** 制度改革によって、一つは、27年度とあわせて30年度から合計3,400億円の公費が投入されておりますし、国全体としては、制度改革によって財政状況はよくなっていると考えております。

ただ、鹿児島県につきましては、医療費が高い市町村がございまして、本市も医療費指数が県内19市中4番目という状況でございます。

鹿児島県におきましては、運営方針において、年齢調整後の医療費指数を100%、事業費納付金に反映するという方針にたっておりますので、制度改革によって医療費が高いところで、なおかつ、医療費指数を100%反映するようなどころにとって、制度改革により好転するのは難しいのではないかと考えております。

本市としては、私が考えているのは、やはりこの医療費反映指数の1を幾らか下げていただいて、鹿児島県全体として平準化というのはあれですけど、鹿児島県みんなで助け合って、負担していただくような取り組みをしていかなければならないと考えております。

実際に28年度において、南薩地域振興局を通して、南薩4市の意見として、医療費指数を1から下げてくれという要望は出しております。今後もそのような要望を出したいんですが、ただ県の連絡会議の論調としては、やはり離島など医療環境が整っていないところと医療環境が整って

いるところの調整をするというのは、時期尚早だという御意見になっておりますので、タイミングを見て私どもとしても南薩、特に高いですので、一緒になって医療費反映指数を引き下げたいという要望を、いずれかの時点で出したいということで今、タイミングを見ているというのは私の考えでございます。

**○13番（立石幸徳）** 南薩全域で、アルファ値、医療費指数を下げられちゅうのは、私も反対ではないですけど、それはしかし、あくまでも政治的な動きで、基本はやっぱり自分たちの医療費そのものを下げたいかと、うちは医療費が高いんですよ。

だから、その納期に反映させる指数をそこを下げられちゅうのは、私はあんまり枕崎が高いから大っぴらには言いにくいけど、得手勝手が過ぎるような気がしますよね。

うちは高いですよ。だから、そこを反映させる係数を下げられというのは、余りにもほかのところに、いわゆる自助努力っていうより、それをするなどは言いませんよ。でもその前にやることあるんじゃないですか。

今、課長が言った年齢調整後の医療費指数ちゅうのがな、これ過去3カ年の統計で出すちゅうけど、枕崎が一番納付金に影響を与えるこの年齢調整後医療費指数、上がってきてるわけですね。本会議でも言った県内19市で一番最新のこの指数は、12の市は下がっているのに、枕崎は上がってるほうに入ってる。

そういう実態を見て私が何を言いたいかというと、皆さん方っていうより、そういうことを国保の被保険者を含め、市民にやっぱり知らせるべきだと思うんですよ。

そして新制度になったからといってですよ、決して黙っとって、いいことになるんじゃないですよ。やっぱりみんなが健康のための努力をし、所得が上がるならな、これはもういいことですけど、そういうものも反映されるんで、やっぱりその制度が変わったからって、直ちに何もしなくてよくなるもんじゃないかということ、全然、私は今の状況では、市民にはその辺は伝わっていないんじゃないですか。

**○健康課長（田中義文）** 先ほどから申し上げているように、新年度予算の中で高血圧対策事業を実施いたします。それは、去年の6月議会で健康づくり推進条例を制定いたしまして、その中で、市が一体となって健康づくりに取り組むことで、国保の医療費、脳卒中の死亡率、健康寿命を延ばすという目的で制定されたと思います。

健康づくり推進条例に基づいて、私どもとしては、来年度は今まではどうしても国保被保険者に対する事業であったり、市民健康教室を行ってもなかなか市民全体に広がらないというのがありましたので、今回、その事業を通して、市民全体に血圧測定という取り組みを通して、今の健康課題を市民にも周知を図っていきたいということで、委員がおっしゃるように、その内容につきましては広報とも話をし、特集を組んで、高血圧対策をなぜ行うのか、国保の財政状況も含めて、しっかりとそこは周知を図りたいということで、話をしているところでございます。

それと先ほど、私がなぜアルファを1から下げられたいと申し上げたかといいますと、委員がおっしゃった県の会議の中で、制度改革によって改善されなければならない、でも実態として枕崎はどうなのかということ踏まえると、枕崎にとってある意味、恥ずかしい提案ですけども、枕崎にとってそういうことを提案することがためになるのであれば、機会を見て発言をしないといけないのではないかと考えているところです。

**○13番（立石幸徳）** それからこの今度の納付金を算定され、いわゆる新聞報道された1人当たり保険税必要額ですね、11万8,542円。これと、その実態といいたししょうか、今現在の保険税1人額ちいいたししょうか、これは幾ら差が出てるんですか。要するに、納付金算定上の31年度の11万8,542円と、今現在の現実のといいたししょうか、1人当たり保険税ですよ。

**○健康課長（田中義文）** 31年度の事業費納付金につきましては、1人当たり11万8,542円と県から示されているところでございます。

それに対しまして、30年度の本賦課時における各市町村の1人当たり調定額を国が算出しております。その結果につきましては9万0,113円と示されております。ですから、これが30年度の本賦課時点ですので、その差は出ているかと思えます。

○13番(立石幸徳) そうすると、その差は31年度じゃなくて30年分ですけど、30年度でも大体1万6,000円ぐらいの差になっていますね。その分は、いわゆる法定外繰り入れ、あるいはその軽減分、そういうことで埋め合わせができていているという、そういう捉え方でいいんですかね。

○健康課長(田中義文) 今申し上げたのは軽減分を含む調定額になりますので、このままであれば、財源不足につきましては、法定外繰り入れで措置することになるのではと考えているところです。

○13番(立石幸徳) それで当然、この差がどんどん開く、大きくなるということになると、また何らかのその税率改定なり、何らかのその国保の、それこそ本市内でのいろんな対応をせんといかんと思うんですけど、それは大体見通しとして、いつごろになる予定なんですか。

○健康課長(田中義文) 32年度以降の税率設定の考え方につきましては、これは国の考え方に基づいて、毎年度税率設定を、税率の引き上げを検討せざるを得ないと考えているところでございます。

その考え方につきましては、先日の安定化対策委員会、庁内の会議でも30年度の税率改定後の現状であったり、31年度の事業費納付金の内容と財源不足の状況と、32年度以降の税率改定の考え方について協議したところでございます。

あくまでも健康課といたしましては、35年度が健全化対策を国の指導に基づいて作成しております。その中で、35年度を目途として法定外繰り入れの解消を目指すという考え方でございますので、32年度以降、税率引き上げの実施についても、真剣に検討しないといけないと考えているところでございます。

ただ、その改定の実施に当たっては、やはり現在、枕崎市の、先ほど御説明いたしました県が集計した1人当たり調定額の金額が、19市で南九州市に次いで2番目になっているという現状もござりますので、そういう市民生活への影響も十分に配慮して、慎重に検討しなければならないと確認したところでございます。

○委員長(吉嶺周作) ここで10分間休憩いたします。

午後2時35分 休憩

午後2時44分 再開

○委員長(吉嶺周作) 再開いたします。

○12番(豊留榮子) 16ページの保険給付費についてなんですけど、教えてください。1番目の被保険者療養給付費というのが、前年度に比べて1億7,200万ほど減額になってるんですけど、これはどのように計算してこうなるんですか。

○健康課保険医療係長(堂原耕一) 予算に計上する保険給付費につきましては、制度改正前は過去の各保険給付費の実績ですとか、被保険者数などをもとに推測を立てて計上しておりました。

平成30年度からは、先ほど来、健康課長も説明しておりますように、まずその保険給付費総額を県からの普通交付金で全額賄うことになっております。普通交付金を県が交付するために、県は各市町村の医療費を過去の統一の基準で、過去の実績などをもとに見込んで、それが各市町村に示されるようになっております。

ですので、平成30年度と31年度に計上しております各予算費目の保険給付費というのは、基本的に県が過去の実績などをもとに推計した金額を予算計上しているものであります。

減少している要因といたしましては、被保険者数の減が一番大きな要因になるかとは思いますが、平成30年度の実績を申し上げますと、まだもちろん確定しておりませんので、見込みでしかないんですが、予算計上額よりもやはり一定額減少する見込みでございまして、実績見込み

は。恐らく今の見込みで申し上げますと、平成31年度の当初予算計上額とほぼ同額程度に平成30年度の実績見込み額はなる見込みでございます。

ですので、当初予算比較では、これだけ大きく減少しているように、予算書上は見えるところではございますが、実質的にはそこまで大きな増減は生じていないものであると考えております。

○12番（豊留榮子） その高額療養費の減も同じような考え方でいいんですか。

○健康課保険医療係長（堂原耕一） そのとおりでございます。

○13番（立石幸徳） 私は、この前期高齢者交付金ですね、ずっと今まで精算が納付金にどうなるとか、交付金がどうだこうだってなるんですが、今度でもうその精算がなくなるということになりますと、32年度からは、この前期高齢者交付金、そういう言葉が残るのかどうかわかりませんが、県のほうで全部その前期高齢者の皆さんのその給付とか、そういうものがなされるということになるわけなんですけど、つまり32年度からこの前期高齢者の分の医療費の処理かれこれちゅうのは、どうなっていくことになるんですか。

○健康課長（田中義文） 制度改革によりまして、前期高齢者交付金制度につきましては、都道府県単位になりました。ですから、今まで社会保険診療報酬支払基金から各市町村に前期高齢者の医療費の調整を行っていたものが、今後は支払基金と各都道府県とでされることとなります。

ですから、制度自体は残ります。その鹿児島県全体の前期高齢者交付金であったり、前期高齢者納付金については、支払基金から金額が示されて、その分が、鹿児島県に交付をされます。

先ほどから申し上げている県全体の医療費を支払うための財源といたしまして、その前期高齢者交付金も、それに使われますので、全体の医療費から前期高齢者交付金が、まず差し引かれていって、それを各市町村にそれぞれ先ほど言いました医療費反映指数、所得指数の各シェアに基づいて、負担が割り振られるという制度になっております。

○13番（立石幸徳） そこで一番重要な部分は、当然まだ各市町村に割り当てなり配分が来るわけでしょう。そのときには、各市町村の前期高齢者のみの医療費、そういうものを対象として、県からは、おたくの65歳以上の分は、これだけだっという形の納付金なり、いろんな配分がなされるようになるわけですか。

○健康課長（田中義文） あくまでも前期高齢者医療の交付金制度につきましては、支払基金と県の間で制度が運用されることとなりますので、30年度以降は枕崎の前期高齢者交付金の医療費がどうだから、それに対して県から、その分の調整があるというような制度にはなっておりません。

○13番（立石幸徳） そうしますとね、つまり本市が、国保財政をよくしようということになると、もう前期高齢者の方々のことは、ある意味でもう関係ないということになっていくんですか。それとも、やっぱり前期高齢者65歳以上の方も、医療費をな、いろいろ健康のために努力して、下がってってもらわんといかんと。その枕崎市と前期高齢者との関係ですよ。それはどういうふうになっていくんですか。

○健康課長（田中義文） 先ほど言いましたように、前期高齢者の医療費が高い場合は、交付金でそれが補填されるという制度ですが、県と支払基金の間でされるようになりますので、枕崎市とは直接その前期高齢者の医療費が高いから県からその調整がされるというのはなくなります。

ですが、前期高齢者の医療費につきましても、年齢調整後医療費指数に影響してまいりますので、やはりこの前期高齢者の医療費を抑制することはとても重要なことだと考えております。

○13番（立石幸徳） 医療費指数に影響すると言いますが、納付金との関係では、前期高齢者は納付金そのものにはもう関係ないんじゃないですか。県がもらう納付金は、前期高齢者の部分はもうまたそれはそれで県下全体でやるわけですから、納付金にはもう前期高齢者ちゅうのはつながりちゅうか、関連はもう出てこなくなるんじゃないですか。なぜ、それがその医療指数が前期高齢者の分も影響をするわけですか。

○健康課長（田中義文） 前期高齢者の医療費が、枕崎がふえるということで、まずは県全体にも影響としていくわけです。県全体の事業費納付金の算定の基礎になる数字が枕崎市の医療費が増加すればその分増加しますから、まずはそこで影響がございます。

それと、県全体の事業費納付金を案分する際に、枕崎市の医療費指数の影響が強く出ますので、年齢調整後医療費指数の算定には、前期高齢者の医療費は算定のもとになりますので、やはりそれを下げる。前期高齢者に限らず、医療費を下げることで全体の金額を下げることもつながり、枕崎市の事業費納付金の額を下げることもつながると考えております。

○13番（立石幸徳） 全体ですから、全て何らかの形へのつながりは当然ありますよ。ただもう前期高齢者については、もう県が全部、給付から納付から社会保険支払基金とやって運営っていいでしょうか、されるわけなんでしょう。違うんですか。

○健康課長（田中義文） 今申し上げた、県が運営するというのは、支払基金と鹿児島県全体の前期高齢者の給付費であったり、加入率と全国との差額を支払基金が県に交付されるという財政の調整機能が果たされるというだけであって、その給付費については、あくまでも枕崎市が特別会計の予算の中に上げた保険給付費の中で、前期高齢者の医療費も給付されるということでございいます。

○13番（立石幸徳） そうずっと今までみたい、前々年度に概算を立てて、実績が出て、精算という形にはなっていないけど、やはりその当該年度の前期高齢者のいろんな医療費かれこれはその自治体に応じて交付がなされ、そしてまた納付も起きるんですか、どうなんですか。

○健康課長（田中義文） あくまでも県と支払基金の間で、そのお金が交付されて納付されるという制度自体は残るんですが、県に移管されることになって、市町村はその前期高齢者交付金の直接的な影響を受けるわけではございません。

○13番（立石幸徳） また話がこう戻ったんですけれども、私がなぜこんなことを細かく聞かかという、要するに本市の健康増進というかな、どこを重点的にというか、前期高齢者についてはもちろんどうでもいいとは言いませんよ。

しかし、それは国保財政には、直接的な影響があるのかないのかというのを見きわめておかないと、いくら65歳以上に元気で病院に余り行かないようにしましょうちゅうたって、それが本市の国保財政にな、直接影響がなければ、全然、無意味とは言いませんよ、みんな元気なほうがいいわけですから。

だから国保財政上、それがどういう影響があるかちゅうのをこの新制度の中で見きわめておかないと、健康づくりの対象といいたいでしょうか、そういうのがおかしくなっていくんじゃないかちゅうことで、来年からの前期高齢者のあり方を今、詳しく聞いてるところなんですよ。

○健康課長（田中義文） 説明がうまくできなくて申しわけないんですけど、要するに枕崎市の前期高齢者の医療費に対して、直接これまでは調整制度があって、医療費が上がった分は支払基金からの交付により調整がされていたわけですけども、そういう制度はもうなくなりますので、枕崎市は前期高齢者の方々に、医療費を給付として支払うのみでございいます。その調整自体は県と支払基金の間でやりとりを行うだけになります。

○13番（立石幸徳） 意味がわかりながら、その65歳以上の健康づくりというものにな、どう対応するか、もうどうでもしなくてもいいよって、そんなことは言いませんよ。ただ、本市の国保財政には、今の説明からいくと、もう完全に影響なしということになっていくんじゃないですか。

○健康課長（田中義文） 私がさっきから申し上げているのは、この年齢調整後の医療費指数に影響がありますので、やはり65歳以上のみならず、全年齢層の方の医療費を抑制することは重要であります。

そして、先ほども言いましたけど、最終的には市町村の積算された医療費が、事業費納付金の

もとになりますので、県全体にも影響しますので、65歳以上だけでなく全年齢の医療費を抑制するのは重要なことだと考えています。

○13番（立石幸徳） それはもう、はっきり言って建前ですからね、その県全体に影響をするというのは、当然、県で運営するわけですから、ただ、本市が重点的にどういう健康づくりをするかというときに、前期高齢者の今後の対応というのは押さえとかんといかん。

次の機会にでもですね、年齢調整後の医療費指数が本市の場合、どういう形できちっと出されてくるか、その辺をまたお尋ねしながら、いわゆる65歳以上の前期高齢者にな、指数にどれだけ影響力があるのか、その辺を聞きながら、またお尋ねします。

○8番（禰占通男） 先ほど、健康診断の受診率は本市の分は教えてもらったんだけど、県の分はどうなってますか。26年度から30年度見込みまででもいいんですけど。

○健康課長（田中義文） 25年度の鹿児島県全体の受診率から申し上げます。25年度が41.1%、26年度が42.4%、27年度が42.6%、28年度が43.1%、29年度は若干下がりました41.4%という状況でございます。

○8番（禰占通男） 先ほどあの50%を目指すとされたんですけど……（「60%ですね」と言う者あり）60%。60%を目指すにはですよ、本市も23年度から27年度までこの南薩地域ちゅうか何市か県とタイアップして、いろんな健診事業に取り組んで計画をしてきたと思うんですけど、そういう中で、何か欠けてやしないかちゅうのを私なりに考えたんですけど、この対象者の、健康診断を受けるに對してのメリットですよ、本当は、健診を受けて病気が見つかって治療できるちゅうのは、それが最大のメリットなんだろうけど、この国保に對してのメリットちゅうのは何になるんですか。

国保全体に對して受診率がアップした場合、どういうメリットで国とか県はしてあげますよとか、そういうのはないんですか。

○健康課長（田中義文） 特定検診の受診率が向上いたしますと、28年度から前倒しで実施しております保険者努力支援制度の指標の一つになっておりますので、交付額がふえるということになるかと思えます。

○8番（禰占通男） 交付額がふえるということは、先ほど平成26年度が5,100人、平成30年度見込みで4,370人とおっしゃられたんですけど、これを1人当たりになると、どんな感じになるんですか。

○健康課長（田中義文） これまでの補助金であれば、例えば収納率向上対策事業とかであれば、この条件をクリアした場合は、何百万とかいうような補助金の制度だったんですが、保険者努力支援制度は、大きな項目が12項目ありまして、その中のたくさんの指標一つ一つ、点数がまた違ひまして、その獲得点数に基礎点も重ねて、それに被保険者数をかけて、交付するという制度になってるものですから、30年度の1,300万程度の中で、特定健診の受診率で幾ら交付されたかというのを正確に算出するのは難しいと考えております。

○8番（禰占通男） その60%を目指す、60%ちゅうか県よりはちょっといいですよ、ぱって見た感じで。だから、これを今後勧奨して進めていく、そういう目指す指標ちゅうことでいろいろやってると思うんですけど、その方法は今までどういう方法を使ってきたんですか。

○健康課長（田中義文） 先ほども申し上げましたように、24年度には情報提供制度の本格実施をしたところがございます。それと受診料の金額の一部引き下げを行っております。

25年度には受診者全体の受診料を無料化いたしました。それと医療機関で行う個別健診の期間が、それまで2カ月間と短かったものですから、それを9カ月間に延長しております。そして、それまでは市の武道館で実施して、非常に暑い時期にして苦情が多かったものですから、いろいろな会場を検討したんですが、最終的に南薩地場産業振興センターに会場変更を行ったところで、別府中学校の武道館は、まだそのまま継続したところです。

それと、検査項目のクレアチニン検査の追加であったり、職員の直接訪問による未受診者勧奨も実施しております。

26年度には、集団健診の土・日開催も実施いたしました。それと自治公民館表彰制度ということで、受診率のいい公民館であったり、受診率の増加が著しい公民館の表彰制度を設けまして、市民会館での市民健康教室の際に表彰しているところでございます。

27年度には、未受診者理由アンケート調査を実施して、27年度にはそのアンケート結果をもとにした未受診者勧奨の取り組みを強化したところでございます。

28年度には、新聞でも報道されましたが、市内の金融機関と連携して、健診受診者については、金利優遇のある貯金、そういうものを開始したところでございます。

それと、特定健診の受診率アップに向けて、人間ドックを受けても、特定健診を受けたものとみなされますので、人間ドックの助成について節目年齢の助成を開始したところなんです。5歳刻みで、節目年齢の助成額の増額を始めたところでございます。

29年度には、日本対がん協会と連携いたしまして、膵臓がん検診を実施いたしました。それも若干受診者数の増にはつながっていると思います。それと健診の実施内容の見直しということで細かくなりますが、ヘモグロビン・エーワンシーと空腹時血糖のどちらでも受診できるように、医療機関の取り組みとしてしたところなんです。

本来は、空腹時血糖がベストですけども、ヘモグロビン・エーワンシーと空腹時血糖どちらも実施することで、より糖尿病の病状を把握できるということで、このようなことも実施しております。

30年度につきましては、先ほどから言っております人工知能とソーシャルマーケティングを活用した勧奨事業を実施したところでございます。

**○8番(禰占通男)** 訪問勧奨とかいろいろやってると思うんですけど、未受診者にですよ。報告書によると、電話勧奨というのは訪問勧奨に対して、受診率が高いとそういう報告をしたと思うんですよ。

受け取る側の何ちかな、わざわざ電話してくれてありがとうちそんな感じで受診するのか、そういった、どうして受診してくれましたかち何かそんな意見とかはなんか聞いてないんですか、再度受診してくださいち言ったときに。

**○健康課長(田中義文)** 未受診者勧奨事業といたしまして、未受診者宅の訪問と未受診者宅へ電話で勧奨を行ったんですが、ほかの市町村の取り組みなどを参考にして、3年間受けてない方を訪問して、やはり直接対面をお願いすべきだろうということで実施いたしました。ただ、おっしゃるとおり、なかなかその成果は上がらなかったのかなと。

電話で勧奨した方は、これまで受けたことがあるけれども本年度受けてない方を対象といたしましたので、その漏れがないように取り組んだこともありまして、そういう電話の方のほうが成績がよかったのかなと考えているところです。

**○8番(禰占通男)** 健診を受けたことはいいですけど、結局、何か問題が、疑わしいのがあった方には別の茶封筒をくれますよ。それを持って医療機関に行くんですけど、それもいろいろ別に問題なかったと、結構多いみたいですけど。

やはり、そういった問題なかったのは喜ぶべきなんですけど、ちょっと医療費もかかったりするんですけど、それによって実際、何か生活習慣病から派生する病気が見つかって、治療しないといけない、一命を取りとめたというそういうのあると思うんですよ。そういう、何ていうかな、数とか、それは把握できてるんですか、それについては。

**○健康課長(田中義文)** 特定健診であったり、がん検診もですけども、医療機関で精密検査を受けていただいたり、例えば明らかに糖尿病が疑われるときは、糖尿病の特定保健指導を受けるよりも、医療機関を受診されるべきだというときもあるかと思うんですね。

その通知につきましては、委託先の医師にチェックしていただいて、その結果に基づいて、もう医療機関受診レベルではないかということで通知を差上げたり、がん検診の精密を受けたほうがいいんじゃないかというのは、その先生方が判断されることだと考えています。

特に、がん検診についてはおっしゃるとおり、実際どうもなかったという方も結構おられて、やはり健診機関の精度を高めていただくということは必要なことであると思いますので、それについては健診機関の先生方でいろいろ研修をされて、毎年毎年その精度を上げていこうと取り組んでおられますが、ただ結果として、どうしてもそういう場合もあるかと思えます。

その後の結果については、市はデータをもっていないので、そこは把握できていないところでございます。

○8番（禰占通男） その医療機関からデータをもらったり、そういうのはできないんですか。

○健康課促進係技師長（森智賀） がん検診や特定健診もなんですけれども、健診というのはあくまでもスクリーニングということで、異常が全くない方と少し異常がある方で健診は分けておりますので、精密検査になる方で異常がなかった方も、もちろんたくさんいらっしゃいます。

精密検査の結果というのは、もちろん医療機関から健康センターの健康促進係にデータは返ってきておりますので、未受診者への受診勧奨をするようにしております。今、手持ちには精密検査の受診率がありませんので、今お答えできるのは以上です。

○8番（禰占通男） いろいろ健診を受けて、結構聞きに来ますよ。そこで保健師からいろんな指導を受けたりでしょう。そのとき、そういうデータがあれば、こんだけ誤診っていうか、まあ誤診にはならないんだらうけど、それがあつた中で見つかった人はこれだけです。それで、いまだに命を取りとめる方はこれぐらいですよ。ちやうど言ったら、私は自然にもう、黙っていても健診ちゅうのは上がると思うんですよ。

今、私の年齢で健診を受けてない同級生関係とか、結構、もうお金のかかる病気になってる。かねてはピンピンしてたんだけど、いざちゅうときね。それは健診を受けない方が結構多い。やはり、そういうので健診ちゅうのは、やっぱりありがたいわけでしょう。

だから、その今あつたそのお金を、お金を使うっていうのは悪いけれども、公費で、保険でやってるわけだから、保険制度で。その結果をもとに本市の受診率も上げていく、そして医療費も私は早期発見、早期治療という言葉もありますけどね。

それで、そういうふうに取り組んで行けるもんならやってもらいたいなって行って、先ほどいろいろ血圧計の話も出ましたけど、減塩対策ですよ。何で私この資料を持ってるかちゅうと、ああ減塩対策もあつたえなあち思って引っ張り出したら、前課長の白澤さんのときの23年度から27年度の県の分でパーッと出てきたんですよ。それと、指宿、南九州、本市、南さつま、日置、あと上のほうもずっと出てきましたけれど、この南薩と一般に言われる分がですね。そういうのをやっぱり見ると、いろいろな市町村で取り組むものが違うわけでしょう。

だけど、鹿児島県は、枕崎市は、日本全国でも一番ワーストちゅうことですよ。減塩対策、脳梗塞関係が多いということで。それを何とかしようとするためにしたんだち、もうそれが頭にあつたんですよ、これを、もらってから。

だから、そういういい資料も、いい資料じゃなくてですよ、早々と23年からもうこうして取り組んで、それも一つの報告書もでき上がった、そういうことの実績があるわけですから、私は何かこう、今からまだこれを参考にじゃないけど、まだまだ今取り組んでいける余地があるんじゃないかならうかと思っておりますので、要望しておきます。

○4番（城森史明） 後期高齢者の長寿健診率というのはどうなってるんですか。後期高齢者の長寿健診率っていうのがあるでしょう。ないの。その後期高齢者に対する健診率というのはどんな感じ。

○健康課長（田中義文） 長寿健診は後期高齢者の特定健診ですけれども、受診率が29年度で

26.42%となっております。

○4番（城森史明） それは病院のデータが入ってるんですか。75歳以上等はほとんど病院に行ってますよ。ある程度の、何でその低い、意外に全然低かったので、ちょっと意外だったんですけど。

○健康課長（田中義文） あくまで情報提供については県が主体となって、県の医師会とそういう取り組みを構築していただきまして実施している制度でございまして、それはあくまでも国保の事業として実施しております。

後期高齢については、そのような情報提供制度というものがございませんし、特定健診の受診率については、国保を中心にやっているところとございまして、後期高齢については、その受診率によって各市町村の補助金がどうかというものもございませぬので、当然、できる限り受診していただくように、以前は受診希望者だけ送っていたころもありましたが、現在は生活習慣病で治療している方、施設に入っている方等を除く全員に送付しているところとございまして、長寿健診の受診率向上も大切だとは考えています。

○4番（城森史明） ですから、一番、はっきり言って、病気にかかりやすい年代だと思うんで、その辺が26.7%っち聞いてびっくりしましたけど。

次にですね、諸収入ということは、今期予算についても1億2,000万の赤字が見込まれるということなんですか。

○健康課長（田中義文） この1億2,000万の歳入欠陥補填収入ですが、内訳について少し御説明させていただきたいんですけども、事業費納付金の算定に基づいて、本来、県から集めるべき額が示されております。先ほど13番委員がおっしゃるような県が公開してる数字ですけども。それをもとにして、現在の本市の税率によって、その差額がどれだけ現在の税率で不足するかと申しますと、その金額が約8,700万円となります。

残りの3,300万円程度につきましては、これは保険税に直接関連しない、例えば歳入におきましては、県が見込んだ金額はちょっと高めに出ています。本市ではやはり、より実績に基づいて予算は組んでおります。そして歳出につきましても、県の見込んだ金額と本市の予算上の金額の差があるものですから、それが3,300万円ありますので、後から申しましたその3,300万の部分は不透明な部分とございまして、8,700万円の部分は、より不足が見込まれる部分と考えています。

○4番（城森史明） ということは、8,700万ぐらいが、もう今の時点で赤字が見込まれるということですよ。

○健康課長（田中義文） 最終的にはこの金額自体も、税務課の税収の見込みとの比較でございまして、税収が伸びたり申しますと、また変わってまいりますので、今の段階で8,700万の財源不足が出るかは不透明なところもあります。

というのが、先ほど言いました保険税以外の部分でも、そこが逆に県が見込んだ金額より本市が見込んだ額のほうがいい影響が出て、そこで財源不足が解消されて、逆にもっと多くの財源が出た場合に、その部分でこの保険税に係る分もその分減る場合もあるかと思っておりますので、今の段階で幾らとは申し上げられませんが、この8,700万が基本になるのかなと考えているところです。

○4番（城森史明） そういう意味で、予算の時点でちょっとそれが見込まれるちゅうのは、ちょっとあれだったんですけど、県の制度になってね、さっき言った、よくなるんじゃないかという期待もあったんですけど、なかなかそういうところはやっぱり難しい、赤字国保財政だなということはわかりました。

○7番（清水和弘） ジェネリック医薬品の使用率っていうのはわからないですかね、これ。

○健康課長（田中義文） 最新のデータをまだ持ち合わせてないものですから、30年7月の時点で82.7%ということで、以前から申し上げております、ことし10月の国が目標として80%は

クリアしております。

ちなみに、影響額を以前も申し上げたかもしれませんが、30年3月時点で約470万、一月470万ですので、年間に直すと5,600万程度は23年度と比較して、財政効果が生じていると考えております。

○7番（清水和弘） ジェネリック薬品の利用率というのは、年々上昇しとるんですかね。

○健康課長（田中義文） はい、年々上昇しております。

○7番（清水和弘） ということは、効果もそんだけ上がってきとるちゅうことだね。

○健康課長（田中義文） はい。議会のたびに年間の財政効果額を申し上げてまいりましたが、その金額も年々増加しております。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○委員長（吉嶺周作） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（吉嶺周作） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○委員長（吉嶺周作） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（吉嶺周作） 挙手多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

午後3時35分 休憩

午後3時44分 再開

### △議案第9号 平成31年度枕崎市介護保険特別会計予算

○委員長（吉嶺周作） 再開いたします。

次に、議案第9号平成31年度枕崎市介護保険特別会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（山口英雄） 議案第9号平成31年度枕崎市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料をごらんください。

平成31年度の介護保険特別会計予算の総額は、26億9,004万8,000円で、平成30年度当初予算額より約2.1%、5,559万3,000円の増となります。

歳出予算の主なものは、総務費4,921万7,000円、保険給付費25億2,611万4,000円、地域支援事業費1億1,451万1,000円、諸支出金20万4,000円などです。

なお、保険給付費につきましては、第7期介護保険事業計画における第2年度の給付見込みをベースに平成30年度の利用状況も勘案した給付費総額を計上してあります。

以上の財源として、支払基金交付金7億0,375万5,000円、国庫支出金6億7,683万5,000円、保険料5億1,156万9,000円、繰入金4億0,125万7,000円、県支出金3億9,630万円、諸収入ほか33万2,000円で措置いたしました。

以上、概略申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（吉嶺周作） それでは審査をお願いいたします。

○13番（立石幸徳） 近年、介護に限らず、どの分野も人材不足、人手不足ということで、介護人材についても、もう早くから介護を担う人たちの人材不足と言われて、今度、国の予算のほうでは、やはりこの消費税も関係あるんですけども、10月から介護報酬を加算するというその予算になってるんですね、国家予算。国で213億円ですか。

その介護報酬加算分の関連の本市の予算ちゅうのかな、どっかに出てくるもんなんですか。

○福祉課長（山口英雄） 今、13番委員が言われました報酬改定の関係でございますけれども、介護保険制度の報酬改定等の部分につきましては、毎年度、制度改正に伴うシステム改修を行いまして、そのシステム上で算定することになるわけですけども、そういったことで31年度も総務費に、システム改修として予算計上してあるところでございます。

現在、本年10月からの国の報酬改定に伴う予算措置分について見込んでいるのかということにつきましては、現段階では直接的には見込んでいないということになります。

○13番（立石幸徳） 今、説明のあった総務費のどこに出てくることだったんですかね。今度の予算の関係じゃなくて、その介護報酬の分ですね。

○福祉課長（山口英雄） 予算書の14ページ、歳出の総務費、一般管理費の中に、介護保険システム改修88万1,000円と書いてあります。

これにつきましては、消費税改定に伴うシステム改修ということで計上してありますけれども、介護報酬の単価改定等につきましては、どのような改修になるかというのが現時点では、まだはっきりと国からも示されておりませんので、このシステム改修は、消費税増税分に対するシステム改修ということで計上してありますが、今後、報酬改定等のシステム改修の内容がはっきりし次第、そういった所要経費というのが流れてくると思いますので、そのときに措置したいと考えております。

○13番（立石幸徳） どのような改正になるか中身がわからんちゅうんですけども、これは去年の暮れに12月に31年度国家予算が出たときに、介護報酬加算分の配分について、厚労省が各事業所で少なくとも1人のベテラン介護職員の収入を月額8万円引き上げるか、全産業の平均賃金、ですから、これ年収440万らしいですけど、これ以上にすることを求めると、もう内容も出ているんですよ。

関連ですけど、19ページですよ、保険給付費の審査支払手数料な、これ国保連合会に払うみたいですけど、この関係でも介護報酬の審査支払手数料ということで、国保連合会に審査を依頼するんじゃないですか。委託するんじゃないですか。

当然、その10月からですけども、そういった今、引き上げの状況が、本市の場合なされているかどうかというのを連合会にそういうことで、委託するんじゃないですかね、その辺はどうなっているんですか。

○福祉課長（山口英雄） 先ほどのシステム改修の件ですけども、介護保険制度の改正に当たりましては具体的な制度改正、報酬がどの程度変わるといったことを電算関係の事業者へ制度改正の内容の詳細な通知がありまして、それをもとに事業者からシステム改修するのに所要経費が幾らといった見積もりが届くシステムになっております。

10月分からの報酬改定の部分につきましては、その部分の通知がこちらにまだ届いておりま

せんで、今後、報酬改定の部分につきましては、予算措置をさせていただくことになるかと思  
います。

今回の部分につきましては、先ほど申しました10%引き上げ部分のシステム改修分のみを計  
上させていただいております。

○4番（城森史明） 私、一般質問で介護福祉給食を質問したんですが、その支出関係はどこに  
出てるんですか。配食サービス、24ページですね。

○福祉課長（山口英雄） 24ページの地域支援事業費の任意事業費の中に配食サービスという  
ことで委託料を1,948万8,000円、これは一般質問のときにも答弁申し上げましたけれども、配  
送等にかかるコストの分でございます。

○4番（城森史明） 思うんですが、この福祉給食というのが、全然、全くこう、広告っていう  
のはどういうふうにやってるんですか。福祉給食の広告ってというのはどういうところでやってる  
んでしょうかね。

○福祉課長（山口英雄） 市の行います福祉給食サービスにつきましては、市では市のホームペ  
ージ、広報紙とかで周知しておりますし、委託先の社会福祉協議会でも、そういったPRとかは  
やっているかと思えます。

この福祉給食サービスにつきましては、自宅で御自分で調理して食事をとることがなかなか難  
しい方ということですので、例えば市のいろんな業務の中で、個別にその状況を見て、こういっ  
た福祉給食サービスをとられたらどうですかといった、個別にPRするなどの対応をとっている  
ところでございます。

○4番（城森史明） ですから、この前も社会福祉協議会のチラシか総会資料みたいなのが来て  
たんですが、それには何も載ってないし、例えば市の広報紙にしても、やはり何ていうかな、せ  
めて献立の内容ぐらいは、ある1例ですよ、そしてその健康にこういう効果があるんだとか、  
食事はこうしてそういう健康食ちゅうのかな、やるとか、やはりそうされたほうが、そうしな  
いと全然中身がわからないわけですよ。

広報紙でもそういう献立部分まで掲載されたのを私は目にしていなくて、ですから、その辺のと  
ころのPRは、やはり当事者だけじゃなくてやっぱりその人たちにはやっぱり娘さんやら息子さ  
んがいるわけですから、市の広報ちゅうのは大事だと思うんで、その辺は今後改善されてほし  
いんですが。

○福祉課長（山口英雄） 福祉給食サービスの広報、周知の関係でございますけども、例えば具  
体的にメニューとかをPRするというのは、そのときの天候によって食材も入るものが変わっ  
たりとかします、不作とかそういった影響で。

ですから、メニューはこういったものを提供しますというのはなかなか難しいかもしれませんが、  
ただ一般質問の中でも答弁申し上げたとおり、福祉給食サービスは減塩に配慮した、健康に  
配慮したことで、しかも目的は、減塩食を提供することで健康を維持、保持していただくとい  
うことのほかに、また安否確認とか見守りといった重要な機能もございますので、そういったこ  
とを市民の皆さんに、もっとPRしていくような効果的な周知方法について、今、御意見をいた  
だきましたので、今後さらに検討してまいりたいと思います。

○4番（城森史明） 今、その給食をつくる部分で赤字があるということでしたよね。ですから  
単純に言えば、量をふやせば黒字になるわけですから、その宣伝っていうのは。例えば、ワタミな  
んかの宣伝は一覧でカラーでですよ、1週間分載ってますよ。すごくわかりやすいですよ、こ  
ういうおかげがきてこういうのがっていうのは……ですから、健康食の一例ぐらい載せてですよ、  
二、三日間そういう典型的なのをした、まだ市民の目にふれるようなところで要望してお  
きます。

○12番（豊留榮子） 25ページ、認知症総合支援事業費というのがあるんですけども、中身

はここに書かれているんですが、今、認知症じゃないかと危ぶまれる人がたくさん出てきてると思うんですね、そういう方たちのこの認定というか、早期発見というか、そういうことの事業には使われないんですか。

**○地域包括ケア推進課長（鮫島寿文）** 平成30年4月1日に認知症の初期集中支援チームを設置しております。

内容としましては、医師1名、専門職ということで保健師1名、社会福祉士1名、精神保健福祉士も兼ねている方ですが、この3名で認知症と思われる方でも、まだ受診していなかったり、受診していたけど治療が中断されている方などを、初期の段階で、おおむね6カ月間、集中して支援して受診につなげるという取り組みを今年度から始めておりますが、そういった相談が12月末現在で5件ほどありまして、専門職が複数名で訪問して対応に当たっているところです。

また、本市の認知症の数といいますか、介護保険事業の介護認定の中で、そういった聞き取り等を行うわけですが、30年10月1日現在で、若年の認知症の方も含めまして、989名いらっしゃいます。昨年も、900名台でしたので、近年1,000名近くの方が見守りが必要な認知症ということで把握しているところです。

そういった方々への対応ということで、今、25ページにあります認知症総合支援事業の中で、取り組みを進めているところです。

**○7番（清水和弘）** 今、認知症989名と言われましたけど、これは施設に入るとるんですか。

**○地域包括ケア推進課長（鮫島寿文）** 在宅の方もいらっしゃいますし、介護度によっては施設に入所されてる方もいらっしゃるかと思います。

**○7番（清水和弘）** そしたら、在宅と施設分けてどんぐらいですか。数を教えてください。

**○地域包括ケア推進課長（鮫島寿文）** 要介護認定を受けた要支援の1及び2の方、要介護認定の介護1の方から5までいらっしゃいますので、その方の中での見守りが必要な認知症の方ということですので、在宅で何人、また入所者が何人という資料は今、持ち合わせてないところです。

**○13番（立石幸徳）** 先ほどの介護報酬の関連で、医療機関もそうなんですけれども、介護事業所、もうどうしても人材不足、あるいはどっちかという職員の手売り市場みたいな部分があるものですから、今この事業所間で職員報酬、あるいは給与関係がですね、どっか別なところが高いと、いろんな手当も別事業所がいいみたいだということ、職員間の引き抜きじゃないんでしょうけど、かなりこう移り変わりが枕崎に限らず、激しくなっているようなことを聞くんですよ。

そういうときに、何かの歯どめじゃないんですけれども、どういう形でそういうのをセーブするか、その辺については何か政策的なものはあるんですか。

**○福祉課長（山口英雄）** 介護に従事する人材不足については、御承知のとおり、全国的にも人材不足と、確保が難しいと言われていたところがございますが、本市におきましても、事業者の方とお話をする中では、なかなか確保が困難だと、傾向としては市内に勤めてた方もやはり今13番委員が言われたとおり、給料の高いところに移っていくような傾向があるということを伺っております。

例えば、市内から鹿児島市内とか、そちらの条件のいいところに移ったりする傾向にあると聞いているところです。

国では、介護人材不足の解消のため、介護人材に限らずですけど、外国人登用とか、外国人の労働力を投入するといったことをやっていますけども、なかなか進んでない状況で、国はその外国人の介護職とか、そういう専門職への登用を拡大するため、条件を緩和しようとする動きは承知しておりますけど、本市ではそういった動きはまだ聞いてないところがございます。

今後、私どもとしても、そういった人材確保のための具体的施策というのを今、持ち合わせているわけではございませんけれども、事業者からは何とかできないかという声も寄せられており

ますので、そこら辺は介護職に限らず、ほかの専門職とか、ほかの産業の分野も含めてになるかもしれませんが、今後どういった施策で人材確保を支援していったらいいのかということは、大きな検討課題だと思っております。

**○13番（立石幸徳）** 本市の第7期の事業計画でも、特別養護老人ホームが一応計画では出てる。全国的にも、特養の計画は出た、予算もついた。しかし、結果、特別養護老人ホームの施設ができない。それが非常に目立ってきているみたいなんです。

もう計画もある、予算もついた、でも、あとそれをチェックしたところ実際その特養はできていないと。そこは、何が原因かというのはいっぱいあるんでしょうけれども、私ややっぱりこの人材が確保できていないちゅうのは大きな原因だと思うんですよ。

ですから、待機者解消の何のかんのかって言うたって、箱物ばかりできてもそこに介護を担う人がいないと、全然、動かんわけですよ。こういうことちゅうのは直接、市の業務でもないのかもしれないけど、やっぱりなんかの形で、そういうものも市がこれからタッチしていかざるを得ないんじゃないのかなと思うんですけど、そういう面での何か明るい手だてとかそういうのは全然、国、県からは示されてきていないんですか。

**○福祉課長（山口英雄）** 今、13番委員が言われてます介護人材の確保の関係につきましては、私も今のところ具体的に効果的な国、県の施策がこういったものがありますというのを披露できるものを持ち合わせておりませんが、本市の第7期計画の中でも広域型の特別養護老人ホームをこの計画期間中に設置するというところで盛り込んであるところがございますけれども、その法人、事業者につきましては、現在のところ、特別養護老人ホームを運営するために必要な社会福祉法人の法人格は持っておりませんので、そのための準備作業をずっと進めまして、社会福祉法人を設立するための申請が出されているところです。

本市の第7期計画におけます特別養護老人ホームの施設整備については、今のところ順調に当初の予定どおりでございます。

先ほど申しましたように、人材確保の関係につきましては、財源の問題もありますので、できれば県とか国とかと歩調を合わせてするのが一番いいのかもしれませんが、市としましても、やはり各方面で人材が不足しているという声は、先ほども申しましたとおり届いておりますので、今後、具体策を検討する必要性は十分感じているところです。

**○13番（立石幸徳）** 最後に、一時期、やっぱりほかの産業も一緒に、いわゆる外国人労働者ちゅうことで介護の分野もインドネシアの方々が、非常にパイオニア的なあれで来たんですけど。その後どうなったんだということになると、もう日本で研修、勉強ばかりして、もう母国のインドネシアに帰って、インドネシアで介護の仕事をしとるちゅうことになっていきますよ。

だから、もうちょっと直接我々が全国的なことをどうこうちゅうんじゃないくて、やっぱり末端の声っていうのは、県、国にどんどんこれから上げていかないと、なかなかその一番現場のところでは改善しないちゅうことになると思うんで、私はそういう要望活動も大事だと思いますので、これをお願いいたします。

**○9番（沖園強）** 今、るるあるんですけど、例えば医療機関にしても介護事業所にしても、配置基準なるものがあるはずなんですけど、その実態というか勤務実態とか、報酬支給の実態とか、そういったチェックはどこがしてるんですか。普通、福祉施設は県からの監査が入ったりするんですけど。

**○福祉課長（山口英雄）** 行政が事業者をチェックするという観点からいうと、地域密着型、定員が、例えば小規模多機能であれば29名とかグループホームであれば、9名以下の規模の小さい地域に密着した施設は市に権限がございますので、そこら辺の運営監査も6年の指定期間中に少なくとも2回は行いますし、何かあった場合、何かあると思われるときには、随時監査も行うことになっておりますので、施設が人員配置基準を満たしているとか、そういったものはチェ

ックができるということでございます。

○9番（沖園強） 鹿屋の事例等もあったんですけど、そうすると年2回ぐらいはチェックを入れているということなんですが、こういった状況ですか。

○福祉課長（山口英雄） 年に2回ではなくて、指定期間、地域密着型のサービスにつきましては、指定期間は6年でございます。そのうちに、2回は少なくともしなければいけないとなっておりますので、その6年間の間に2回は必ず入ります。

鹿屋とか、ほかのところで出ているような、そういう情報が入れば、こちらのほうで先ほど申しました随時監査を行うことになっておりますので、そういったことで対応したいと考えております。

○9番（沖園強） だから、今現在の状況はどうですかちゅうこと。指摘するようなことはないですか。

○福祉課長（山口英雄） 先ほど施設監査の部分だけ申しましたけれども、地域密着型サービスの場合には、運営会議を必ず2カ月に1回しないとけないようになっておりますので、その運営会議には行政も入って運営状況を確認しておりますので、そういったことで確認ができていますということでございます。

その運営会議あるいは施設監査の中で、市に権限のある地域密着型サービス事業所の中で、特に問題のあるところはございません。

○5番（吉松幸夫） 今のことですけれども、その運営会議のときに、先ほどから問題になってその介護従事者の報酬という部分のチェックといたしますか、そういうのはなされるんですか。

○福祉課長（山口英雄） その運営会議の中では、各事業者の職員報酬のチェックはしておりません。

○5番（吉松幸夫） 先ほどから言うように、従事者の数が足りないというところは、結局、国がどれだけその報酬額を上げたとしても、それが介護士、またその従事者に反映されてないというのが事実だと思うんですよ。

それがもう施設のほうへ流れて行って、前のときも何かちょっと調査したときに、そういう話がちらっと出てきました。報酬が幾ら上ってもそれを介護士のほうには丸々反映することできませんというような話があったので、そういうところの、やっぱりチェックというのが、これから、さっき13番委員からもありましたように、国がどれだけ上げてもそれがその施設の中で埋もれてしまうというようなところが、やっぱり人材不足に直接響いてくるんじゃないかなというふうに感じますが、その辺はどうでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） 各事業所の職員報酬につきましては、事業者も総体の経営的なものも考えていろいろされていると思いますけれども、介護保険制度改正で、例えば処遇改善とか国がとりますと、事業所はその処遇改善をしなければ加算がとれませんので、事業所の実入りが減ることにもなりますから、そういった制度改正による報酬改定の部分は、全てというわけではないかもしれませんが、その確認は今してませんので、ただ、ある程度は、やはり職員さんには還元しているんだろうと思います。

今、各事業所に係る施設給付費を見たときに、そういった加算をちゃんと取り入れるような状況になってますので、そこら辺は制度改正に応じて、事業所で若干の差はあるかもしれませんが、処遇改善は少しずつしていると思っております。

○9番（沖園強） 働き方改革じゃないんですけど、中間管理職っていえばいいのかな、ケアマネージャーみたいにああいった方々の実態というのは、非常にグレーな部分が多い事業所が多いと思うんですよ。その辺もやっぱり、たまにはチェックを入れるべきだと思いますよ。

○福祉課長（山口英雄） 済みません、ケアマネの方のグレーな部分というのは、私も何と答えていいのかがわからない。介護従事者の確保が難しいのか、ケアマネージャーは特にプランを作

成して中心的に動かれる人ですので、そういった方たちが今、非常に労働が、勤務が厳しい状況というか、勤務時間とか、そういった状況にはあるだろうとは思っております。そこは確認していないのでわかりませんが、ただ、そういった状況もあるのかなとは予想はされるところです。

今後、ますます高齢化が進んで、枕崎市でも高齢者がしばらくはふえていく状況でございますので、そういった中で、先ほどの話にもなりますけれども、専門職の確保のために行政も腰を上げないといけないだろうなと思っております。

**○13番(立石幸徳)** 今、福祉課長から出たようにケアマネージャーという職種も、当初は非常に脚光を浴びて、いろいろ国家資格を挑戦しようという人も多かったと思うんですけれども、今非常にその辺が、もうさま変わりしますよね。

そいで、福祉課長から出たようにケアプランをつくって、その当事者とケアマネージャーの間で、プランをめぐって、いさかいといましょか、非常になかなか対象のお年寄りがプランに同意——同意って言うと変ですね、しないということで、今度はケアマネージャーのほうは、そこにストレスが起きて、何しろ人が相手ですから。そういうことで介護保険が、19年ですから来年でできて20年になるんですけれども、これから私は正念場に来てるんじゃないかと。

特に4月から、ほかの職種もですけど、出入国管理の規制が外れて介護分野で、国は6万人を介護人材として外国人を受け入れるというんでしょう。だだ、外国人も単純労働ならいいですけど、日本人相手に本当にそういう心が通じ合うような介護、これは理想ですけども、少なくともそういうものが実施されるかっていうと、私は非常に悲観的です。やっぱりその、今までの環境とか、もう国が違えばいろんなものの考え方も当然違うでしょうから。

そういうことで、この分野は非常にこれから大変な分野になっていくんだと思うんですよ。国の社会保障の中でも、この介護分野の伸びちゅうのは一番予算的にも膨大なものになるだろうと予想しますので。

ただ、これまでみたいな日本人が日本人を介護するっていうことから、そのうち枕崎にも外国人の方が介護でいろいろやると、当然そこにはいろんなトラブルも出てくると思うんですよ。

そういう意味で、そういうことを見据えた、見通した中での本市の介護のあり方ちゅうのに、次の第8期あたりの事業計画をつくる時には、何らかの対応ができるようにしていただきたいとお願いをします。

**○8番(禰占通男)** 10ページの県支出金の中の高齢者元気度アップ・ポイント事業補助ですけど、当初予算のあらましによると、地域包括支援ケア推進事業ということで213万5,000円になってるんですけど、そうするとこの県支出金は325万も出とって、当初予算ではこの213万5,000という額になるというのは、これどうしてこうなるんですか。

**○地域包括ケア推進課長(鮫島寿文)** 当初予算のあらましは、一般会計ですので、今、審査の介護保険特別会計予算の10ページにありますのは、個人の高齢者元気度アップ・ポイント事業の補助でありまして、一般会計のあらましにありましたのは、団体への補助が一般会計で措置されております。10ページに計上してありますのは、個人に1人当たり最高5,000円の商品券を交付する事業の、県からの補助金の部分ということであります。

**○8番(禰占通男)** そうすると、何ていうか、これ県支出金だけど、国の分とかないんですか。これに対しては。

**○地域包括ケア推進課長(鮫島寿文)** 高齢者元気度アップ・ポイント事業の補助金ですが、これは県のみ補助金になっております。予算に対しまして、商品券の2分の1を補助金で、県の単独事業の補助として措置されております。

この介護保険特別会計の中の事業で、例えますと500万に対して250万は補助金に来て、残り250万の分は介護特会の中で措置されますので、市の持ち出しは250万のうちの12.5%ですので、残りは介護保険料であったり、また別の財源構成の中での負担になりますので、市は非常に少な

い負担で、この高齢者元気度アップ・ポイント事業が実施できております。

○8番（禰占通男） そうすると、もう一つ聞きたいんですけど。県の支出金ということで、ほかの市町村も名前も似たり寄ったりで使ってますよね。そうすると個人用ということは、個人の額はうちは5,000円なんだけど、ほかの市町村も右へ倣えで同じ……そんな感じなんですか、上限5,000円とか。

○地域包括ケア推進課長（鮫島寿文） 県の要綱が5,000円を上限ということでありますので、本市も同じく実施要綱で5,000円と定めてあります。他市も同じような金額で定めていると思います。

また、将来的に高齢者がふえてきて、こういった活動が県内でもふえてきた場合には、5,000円上限が4,000円になり3,000円になりという可能性はありますが、現在のところ、上限5,000円ということで支出できている状況にあるところです。

○8番（禰占通男） 何でこんなこと言うかちゅうと、一般会計で出た高齢者の交通弱者対策ということで、担当課長が、一応、300円を12回、それプラス、ポイントも使えますよちゅうことを言ったもんだから、その額を下げんじやなくて、私は上げるほうにない足りませんがね。

一般のそこでは質問しなかったけど、簡単に言えば、一番遠いところが白沢地区、1,000幾らかかる。そしたら、あんた3,600円やったら、もう往復で、あんた2回使ったらもうすぐなくなるちゅう計算ですよ。

そうであれば、その額を何とかかんとか、その財源とかいろいろ確保できたら、ふるさと納税の返礼品じゃないけど、ふやせることも可能かっち、そんなことを考えたりするわけですよ。

ですから、今、国の部分とか、そういうのはないのと今聞いたところなんですけど。

○地域包括ケア推進課長（鮫島寿文） 1枚300円を12枚ということで、半年間で3,600円ですが、年間にしますと、一月2枚の12カ月で24枚の7,200円となると思います。

他市は1枚当たり500円や枚数も多かったりする部分はあったんですけども、庁内で検討する中で、高齢者元気度アップ・ポイント事業が、1年間頑張っているいろんな活動に、社会活動や地域貢献活動に参加されて5,000円を上限として商品券の交付ということでありますので、それと近い金額、年間通しますと、先ほど申し上げましたとおり、7,200円となりますので、まずは高齢者、また障害のある方、交通弱者への移動支援という意味では300円の12枚、年間にしますと24枚で7,200円が相当ではないか、取りかかりの金額としては、先ほど言いました高齢者元気度アップ・ポイント事業の5,000円というのも参考にして、そういった判断をしたところです。

○8番（禰占通男） ポイント事業を活用している方といえば、今年度はまだ3月が終わらないんだけど。昨年でもいいから、実績ちゅうのはどのぐらいあるんですか。

○地域包括ケア推進課長（鮫島寿文） 今年度がまだ終わりませんので、今集計中ですけど、3月6日現在で登録者は1,712人となっております。男性が396人、女性が1,316人です。昨年の登録者が1,623人でしたので、90名程度ふえているところです。

○12番（豊留榮子） 今まで介護認定を受けてて外された方たちっていらっしやいますよね。その人数がわかりますか。

○福祉課長（山口英雄） お尋ねの介護認定を受けておられた方が、認定から外されたという方については、今手元に数字を持ち合わせておりません。

ただ、外されたというのではなくて、もしその方の介護認定が必要なくなったとすれば、元気になられて介護が要らなくなった。あるいは、例えば総合事業のほうで認定申請を受けなくても必要なサービスが受けられるとか、そういった方でございますので、かえって喜ばしいことじゃないかと思っています。

○12番（豊留榮子） ちょっと言い方が失礼な言い方でした。そういう元気になられた方、そういう方たちのその見守りっていうか、そういうのはされているんですか。

○地域包括ケア推進課長（鮫島寿文） 福祉課長から少し説明がありましたとおり、30年12月現在のサービス利用者ということで260名の方が利用されてるんですが、要支援1及び要支援2と総合事業の対象となった方の総数は260名なんですが、そのうち総合事業が147人で、半数以上の方が総合事業を利用されているということもつけ加えておきます。

○12番（豊留榮子） 約半数近い方が、何の援助もなく生活ができているということは確認されてるんですか。

○地域包括ケア推進課長（鮫島寿文） 総合事業の方は、要介護認定の申請とかそういう認定は必要ないんですが、ケアマネジメントは地域包括支援センターを中心に、幾らかは市内の居宅の事業所にも委託しておりますが、ケアマネジメントをして要支援1、要支援2の方と同じように、フォローも給付管理まで担当者会議を開催し状況の把握もしております。

○12番（豊留榮子） 見守りが一番大事かと思うんですけども、例えばその介護認定が外れると、ちょっと介護福祉の車いす、車いすは要らないかもしれないですね、何かそういう用具を買うとか、住宅の中にちょっと寄ろうとしたときに、手すりがあったらいいなというような、そういうのは使えないわけですね、そういう方たちは。

○福祉課長（山口英雄） 例えば、福祉用具が必要な方とか住宅改修が必要な方は、介護認定が外れることはないと思います。

基本的には、福祉用具とか、住宅改修費とか、そういったのが必要な方というのは、こちらも例えば、更新のときにチェックリスト、聞き取りをする中で、この方はそのまま要介護認定申請が必要だなと、そちらのほうをお勧めしますので、基本的には、今まで受けられた認定申請を受けられて、本当はその時点で福祉用具とか必要だった人が、更新のとき外されたということは、基本的にはないと思ってます。

御自分で要らないということで更新申請自体をしないという方は中にはいらっしゃるかもしれませんが、それ以外は必要なサービスをこちらが切るということはありませんので、それ以外の総合事業になられた方も基本的に、本市では訪問型にしる通所型にしる、基準型、従前の要介護認定で受けてたときのデイサービスとか、ホームヘルプサービスと同じ基準のサービスも設けてありますので、そちらのほうを利用していただければ、今まで受けていたサービスの内容とは基本的に同じものを受けられるということになりますので、誤解のないようにお願いします。

○12番（豊留榮子） 例えば、はたからこう見てですね、絶対介護認定受けたほうがいいよと思うような方がいらっしゃる場合があるんですよ。でも本人は、そこまではっていう感じで頑張ってる。そういう場合どうしたらいいんでしょう。

○福祉課長（山口英雄） そういう方がいらっしゃるようでしたら、福祉のほうでも包括支援センターのほうにでもですね、本人さん、あるいはその身内の方でも相談に来ていただければ、本人さんの状況等、希望等もちゃんと聞き取りをさせていただいて、サービスが必要な場合には、サービス利用のほうに案内差し上げますし、サービスが必要でないと思われるときには、まだ大丈夫ですかね、ちょっと状態が変わったときには、またみましょうかということで対応することになると思います。

○地域包括ケア推進課長（鮫島寿文） 予算にもありますとおり、総合相談事業というのもございまして、年間300件ぐらい総合相談があるわけですが、その中で、ほぼ介護の相談、今のような相談が多ございまして、そういったものにつきましては、福祉課長が申しあげましたとおり、介護認定の申請はどうでしょうかとか、また比較的軽いようであれば総合事業の利用を促したり、またそれよりもまだ軽いようであれば、各地域で健康課が実施しております筋トレサロンでありますとか、うちの課で推進しているてげてげ広場などを紹介して、介護予防や健康維持に努めたりしています、

また中には、介護ではなくて障害をお持ちではないかと疑われるケースもありますので、そう

うたときには、福祉課の障害福祉の窓口を紹介したりしています。

福祉給食におきましても、どうしても高齢者のひとり暮らしで食事に困っているということであれば、特に入院されていて、自宅に戻られてどうしても調理ができない、食事に困るということであれば、福祉課の担当部署を紹介して、福祉給食の手続もしていただくと。

そういった総合的な相談を包括支援センターで受けておりますので、その中で、それぞれのケースによって専門職が対応しているところでもあります。

○13番（立石幸徳） 介護認定の状況についてですね、なかなか南薩3市で構成している介護組合の認定状況を市議会に言う機会がないので、今、認定の件が出てますので、ちょっとその認定状況と、それから福祉課あるいは包括のほうにお尋ねもするんですが、枕崎市は南さつま、南九州と比べると、この介護認定の状況が、非常に認定者が少なくなってるちゅうか、減ってきているんですね。

これを組合はどう捉えているかちゅうと、枕崎は非常に元気な老人が多いみたいだと、非常にそういういい形で組合のほうは確認しています。

それで、お尋ねしたいのは、枕崎がなぜその南さつま、南九州と違ってそういう高齢者の方々が、介護認定も受けずに元気な状況にあるのかっていうのを、これ最近の話だけじゃなくて結構、ここ数年、そういう状況が続いているみたいですから。

その辺についてどのような分析なり、どういうふうな見方をしているのかを私は最後に聞いておきたいと思います。

○福祉課長（山口英雄） 要介護認定の状況ですけれども、本市の場合は、平成30年3月末現在で申しますと、認定率は15.8%となっております、近隣市よりも大分低くなっております。

要介護認定率が低いことにつきましては、これまで議会でも何回か説明を申し上げてまいりましたけれども、例えば健康課がやっております筋トレサロン、これはもう十五、六年になりますか。そういった長い期間、筋トレサロンもやっておりますし、地域包括ケア推進課では、3年、4年ぐらい前から、てげてげ広場とか、そういった体を動かすことを通じて、要介護状態になることを防止する取り組みをしておりますし、そういうところの成果が出てきているのかなというのが、一番大きなところと思っております。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○委員長（吉嶺周作） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（吉嶺周作） 挙手多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時51分 散会